

○ 多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第1 農地維持支払交付金 1 対象農用地 （1）対象農用地の区分 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号<u>農林水産事務次官依命通知</u>。以下「要綱」という。）別紙1の第3の対象農用地は、次に掲げる田、畑及び草地に区分する。 ア～ウ （略） （2）・（3） （略） 2 対象活動 （1）・（2） （略） （3）<u>対象組織は</u>、都道府県が定める農地維持活動に関する地域活動指針に基づき要綱別紙1の第5の2の活動計画書に定められた活動の実施を前提として、活動計画書に定められた都道府県が定める要綱別紙2の第4の1の活動（以下「資源向上活動（共同）」という。）又は2の活動（以下「資源向上活動（長寿命化）」という。）に関する地域活動指針に基づく活動を農地維持支払交付金により実施することができる。 （4）<u>対象組織は</u>、都道府県が定める農地維持活動に関する地域活動指針に基づき要綱別紙1の第5の2の活動計画書に定められる活動に加え、それらの活動を補完し効果を高める活動であって、多面的機能の発揮に必要な地域共同の活動を活動計画書に定め、実施することができる。	第1 農地維持支払交付金 1 対象農用地 （1）対象農用地の区分 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号。以下「要綱」という。）別紙1の第3の対象農用地は、次に掲げる田、畑及び草地に区分する。 ア～ウ （略） （2）・（3） （略） 2 対象活動 （1）・（2） （略） （3）都道府県が定める農地維持活動に関する地域活動指針に基づき要綱別紙1の第5の2の活動計画書に定められた活動の実施を前提として、活動計画書に定められた都道府県が定める要綱別紙2の第4の1の活動（以下「資源向上活動（共同）」という。）又は2の活動（以下「資源向上活動（長寿命化）」という。）に関する地域活動指針に基づく活動を農地維持支払交付金により実施することができる。 （4）都道府県が定める農地維持活動に関する地域活動指針に基づき要綱別紙1の第5の2の活動計画書に定められる活動に加え、それらの活動を補完し効果を高める活動であって、多面的機能の発揮に必要な地域共同の活動を活動計画書に定め、実施することができる。

(5) (略)

(6) 市町村長は、要綱別紙1の第4の3の活動要件の特例措置を適用した対象組織があるときは、9の(1)により適用内容の確認を行うものとする。

4 活動計画

要綱別紙1の第5の2の活動計画書は様式第1－3号により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。

(1) 要綱別紙1の第5の2の(2)の活動期間は、原則として5年間とする。

(2)～(8) (略)

(9) 要綱別紙1の第5の2の(10)の保全管理する区域の地域振興立法8法の該当状況には、対象農用地が特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域、山村振興法(昭和40年法律第64

(5) (略)

(6) 市町村長は、要綱別紙1の第4の3の活動要件の特例措置を適用しようとするときは、都道府県知事と協議の上、活動要件の特例措置を適用する対象組織を指定し、都道府県知事を通じて地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)の承認を受けるものとする。なお、当該対象組織の活動要件の特例措置の延長が必要な場合、市町村長は、毎年度、都道府県知事と協議した上で、当該措置の延長について、都道府県知事を通じて地方農政局長等の承認を受けるものとする。

4 活動計画

要綱別紙1の第5の2の活動計画書は様式第1－3号により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。

(1) 要綱別紙1の第5の2の(2)の活動期間は、原則として5年間とする。ただし、平成26年度以前に協定を締結している場合の活動期間は、従前の協定期間終了年度末までとすることができる。

(2)～(8) (略)

(9) 要綱別紙1の第5の2の(10)の保全管理する区域の地域振興立法8法の該当状況には、対象農用地が特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域、山村振興法(昭和40

号) 第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖縄、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島(以下「8法地域」という。)又は棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域に該当する場合は記載する。

年法律第64号) 第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖縄、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島(以下「8法地域」という。)に該当する場合は記載する。

(10) 要綱別紙1の第5の2の(11)のその他必要な事項には、8の(5)に規定する場合にあっては、活動計画書に記載した農用地及び水路・農道等の管理に係る活動を本交付金により行う旨を記載する。

(11) ～ (13) (略)

5 環境負荷低減のチェックシート

要綱別紙1の第5の4の(1)のエの環境負荷低減のチェックシートの様式は、様式第1-11号とし、対象組織は記載された各取組について理解し、チェックする。

6 事業計画の認定

(1) 要綱別紙1の第5の4の(1)の事業計画書の提出は、農地維持活動を開始しようとする年度の6月30日(地方公共団体の関連予算の成立時期が遅れる等特別な事情がある場合において、市町村長が、都道府県知事を通じて、地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)に対して、同日までに様式第2-1号により届出を行ったときにあっては、当該年度の10月31日)までに様式第1-1号により市町村長に提出するものとする。ただし、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として様式第1-1号から様式第1-5号までを、対象組織が既に市町村長に提出しているときは、これらの提出を省略することができるものとする(その場合にあって、様式第1-11号は市町村長に別途提出することとす

(10) 要綱別紙1の第5の2の(11)のその他必要な事項には、7の(5)に規定する場合にあっては、活動計画書に記載した農用地及び水路・農道等の管理に係る活動を本交付金により行う旨を記載する。

(11) ～ (13) (略)

(新設)

5 事業計画の認定

(1) 要綱別紙1の第5の4の(1)の事業計画書の提出は、農地維持活動を開始しようとする年度の6月30日(地方公共団体の関連予算の成立時期が遅れる等特別な事情がある場合において、市町村長が、都道府県知事を通じて、地方農政局長等に対して、同日までに様式第2-1号により届出を行ったときにあっては、当該年度の10月31日)までに様式第1-1号により市町村長に提出するものとする。ただし、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として様式第1-1号から様式第1-5号までを、対象組織が既に市町村長に提出しているときは、これらの提出を省略することができるものとする。

る。)

(2)・(3) (略)

7・8 (略)

9 実施状況の報告

(1)・(2) (略)

(3) 対象組織は、5の環境負荷低減のチェックシートに活動期間中に実施した取組について記載し、活動期間の終了年度に(1)と併せて市町村長に提出するものとする。ただし、GAP認証等を取得している特定事業実施者においては、当該事項を証明する書類を提出することにより、様式第1～11号の提出を省略できるものとする。

10 実施状況の確認

(1) 市町村長又は推進組織の長は、事業計画に定められた農用地及び対象施設の保全管理状況等の確認については、9の(1)に基づき報告された書類及び現地確認により行うものとする。

(2)～(4) (略)

11 抽出検査の実施

(1) 地方農政局長等は、毎年度、対象組織の中から抽出して証拠書類等について検査を行う。

(2) 農林水産省の職員は、9の(3)に基づき環境負荷低減のチェックシートを提出した者から抽出して、実際にみどりチェックに取り組んだかどうか確認を行うこととする。

12～16 (略)

第2 資源向上支払交付金

(2)・(3) (略)

6・7 (略)

8 実施状況の報告

(1)・(2) (略)

(新設)

9 実施状況の確認

(1) 市町村長又は推進組織の長は、事業計画に定められた農用地及び対象施設の保全管理状況等の確認については、8の(1)に基づき報告された書類及び現地確認により行うものとする。

(2)～(4) (略)

10 抽出検査の実施

地方農政局長等は、毎年度、対象組織の中から抽出して証拠書類等について検査を行う。

(新設)

11～15 (略)

第2 資源向上支払交付金

1 (略)

2 対象活動

(1)・(2) (略)

(3) 要綱別紙2の第4の1の(3)の活動は、別記1－2に定めるとおりとする。

(4) 対象組織は、都道府県が定める資源向上活動（共同）に関する地域活動指針に基づき要綱別紙2の第5の2の活動計画書に定められた活動の実施を前提として、活動計画書に定められた都道府県が定める農地維持活動又は資源向上活動（長寿命化）に関する地域活動指針に基づく活動を資源向上活動（共同）に係る交付金により実施することができる。

(5) 対象組織は、都道府県が定める資源向上活動（共同）に関する地域活動指針に基づき要綱別紙2の第5の2の活動計画書に定める活動に加え、それらの活動を補完し効果を高める活動であって、多面的機能の発揮に必要な共同活動を活動計画書に定め、実施することができる。

(6) 要綱別紙2の第4の1の(4)の活動要件の特例の内容は、都道府県知事が策定する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件にかかわらず、被災した対象農用地の区域内の農地周りの施設の応急措置又は補修・更新等に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとみなすこととする。

(7) 市町村長は、要綱別紙2の第4の1の(4)の活動要件の特例措置を適用した対象組織があるときは、11の(1)により適用内容の確認を行うものとする。

1 (略)

2 対象活動

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) 都道府県が定める資源向上活動（共同）に関する地域活動指針に基づき要綱別紙2の第5の2の活動計画書に定められた活動の実施を前提として、活動計画書に定められた都道府県が定める農地維持活動又は資源向上活動（長寿命化）に関する地域活動指針に基づく活動を資源向上活動（共同）に係る交付金により実施することができる。

(4) 都道府県が定める資源向上活動（共同）に関する地域活動指針に基づき要綱別紙2の第5の2の活動計画書に定める活動に加え、それらの活動を補完し効果を高める活動であって、多面的機能の発揮に必要な共同活動を活動計画書に定め、実施することができる。

(5) 要綱別紙2の第4の1の(3)の活動要件の特例の内容は、都道府県知事が策定する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件にかかわらず、被災した対象農用地の区域内の農地周りの施設の応急措置又は補修・更新等に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとみなすこととする。

(6) 市町村長は、要綱別紙2の第4の1の(3)の活動要件の特例措置を適用しようとするときは、都道府県知事と協議の上、活動要件の特例措置を適用する対象組織を指定し、都道府県知事を通じて地方農政局長等の承認を受ける

(8)・(9) (略)

(10) 市町村長は、要綱別紙2の第4の2の(3)の活動内容の特例措置を適用した対象組織があるときは、11の(1)により適用内容の確認を行うものとする。

(11)・(12) (略)

(13) 対象組織は、広域活動組織の設立又は対象組織の特定非営利活動法人化を前提として、活動計画書に定められた都道府県が定める農地維持活動、資源向上活動(共同)又は資源向上活動(長寿命化)を組織の広域化・体制強化に係る交付金により実施することができる。

7 環境負荷低減のチェックシート

要綱別紙2の第5の5の(1)のクの環境負荷低減のチェックシートの様式は、様式第1-11号とし、対象組織は記載された各取組について理解し、チェックする。

8～11 (略)

12 実施経過の報告

要綱別紙2の第5の8の実施経過の報告は、事業実施期間

ものとする。なお、当該対象組織の活動要件の特例措置の延長が必要な場合、市町村長は、毎年度、都道府県知事と協議した上で、当該措置の延長について、都道府県知事を通じて地方農政局長等の承認を受けるものとする。

(7)・(8) (略)

(9) 市町村長は、要綱別紙2の第4の2の(3)の活動内容の特例措置を適用しようとするときは、都道府県知事と協議の上、活動内容の特例措置を適用する対象組織を指定し、都道府県知事を通じて地方農政局長等の承認を受けるものとする。なお、当該対象組織の活動の特例措置の延長が必要な場合、市町村長は、毎年度、都道府県知事と協議した上で、当該措置の延長について、都道府県知事を通じて地方農政局長等の承認を受けるものとする。

(10)・(11) (略)

(12) 広域活動組織の設立又は対象組織の特定非営利活動法人化を前提として、活動計画書に定められた都道府県が定める農地維持活動、資源向上活動(共同)又は資源向上活動(長寿命化)を組織の広域化・体制強化に係る交付金により実施することができる。

(新設)

7～10 (略)

(新設)

中、毎年度、1月末日までに様式第1－12号の実施経過報告書を作成の上、取組実施農業者の生産過程等において使用した肥料、農薬、導入した技術等、要件に即して対象取組を実施したことを確認するための内容を記載した生産記録等を添付し、報告すること。ただし、年度末に当該年度の対象取組が終了する場合には、対象組織のうち資源向上活動における環境負荷低減の取組への支援を実施している組織は、取組終了前であっても、その取組見込みを記載した生産記録により実施経過の報告を行うことができるものとする。

13 実施経過の確認

(新設)

(1) 市町村長又は推進組織の長は、事業計画に定められた事項の実施経過の確認について、12に基づき報告された書類等の審査により行うほか、必要に応じて、現地確認により行うものとする。

(2) 市町村長は(1)の結果に基づき、実施経過の適否について確認を行う。

(3) 実施状況の確認の方法等については、別記3－1に定めるとおりとする。

(4) 市町村長は、必要に応じて、技術的な観点に基づく実施状況の確認を都道府県知事に要請することができる。都道府県知事は、実施状況について確認を行った場合、市町村長に確認結果を通知するものとする。

(5) 市町村長は、(4)の都道府県知事からの確認結果を踏まえ、審査の上、様式第2－18号により、対象組織のうち資源向上活動における環境負荷低減の取組への支援を実施している組織に確認結果を通知するものとする。

14 実施状況の報告

- (1) 要綱別紙2の第5の10の(1)及び(2)の実施状況の報告は、以下のとおりとする。

ア 市町村が定めた期日までに様式第1－8号又は様式第1－9号の実施状況報告書に、金銭出納簿及び活動記録その他必要な書類又はその写しを添えて、市町村長に提出するものとする。ただし、登記をしている団体又は法律に基づき認可される団体で、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）の作成が義務付けられている団体の場合は、提出義務を免除するものとする。

イ 組織の体制強化に対する支援を受ける対象組織であって、活動計画書に広域活動組織の設立及び活動支援班の設置が分かる書類の添付等がない場合は、広域協定書の認定通知書の写しと活動支援班の設置が分かる構成員名簿を市町村長に提出するものとする。

ウ 環境負荷低減の取組への支援を受ける対象組織は、第2の12のただし書きにより実施経過報告を見込みで報告した場合は、取組内容を確認できる生産記録を添付するものとする。また、第2の12による実施経過報告を行った時点において、対象取組を実施済みであり、かつ実施面積等が

11 実施状況の報告

- (1) 要綱別紙2の第5の8の実施状況の報告は、市町村が定めた期日までに様式第1－8号又は様式第1－9号の実施状況報告書に、金銭出納簿及び活動記録その他必要な書類又はその写しを添えて、市町村長に提出するものとする。ただし、登記をしている団体又は法律に基づき認可される団体で、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）の作成が義務付けられている団体の場合は、提出義務を免除するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

第2の13の（5）による市町村長からの確認通知と同一である場合は、実施経過報告書を実施状況報告書に代え、実施状況報告書の提出を省略することができるものとする。

（2） （略）

（3）要綱別紙2の第5の10の（3）の実施状況の報告は、市町村が定めた期日までに様式第1－8号別紙1及び別紙2の実施状況報告書により、市町村長に提出するものとするものとし、第2の12のただし書きにより実施経過報告を見込みで報告した者は、取組内容を確認できる生産記録を添付するものとする。また、第2の12による実施経過報告を行った時点において、対象取組を実施済みであり、かつ実施面積等が第2の13の（5）による市町村長からの確認通知と同一である場合、実施経過報告書を実施状況報告書に代え、実施状況報告書の提出を省略することができるものとする。

（4）対象組織は、7の環境負荷低減のチェックシートに活動期間中に実施した取組について記載し、活動期間の終了年度に（1）と併せて市町村長に提出するものとする。ただし、GAP認証等を取得している特定事業実施者においては、当該事項を証明する書類を提出することにより、様式第1－11号の提出を省略できるものとする。

15 実施状況の確認

（1）市町村長又は推進組織の長は、事業計画に定められた事項の実施状況の確認について、14に基づき報告された書類等の審査により行うほか、必要に応じて、現地確認により行うものとする。

（2）～（4） （略）

（2） （略）

（新設）

（新設）

12 実施状況の確認

（1）市町村長又は推進組織の長は、事業計画に定められた事項の実施状況の確認について、10に基づき報告された書類等の審査により行うほか、必要に応じて、現地確認により行うものとする。

（2）～（4） （略）

16 抽出検査の実施

抽出検査の実施にあつては、第1の11に定めるとおりとする。

17 (略)

18 資源向上支払交付金の交付方法

(1) ～ (3) (略)

(4) 環境負荷低減の取組への支援を受けた対象組織の代表者は、環境負荷低減の取組への支援として交付された額を、環境負荷低減の取組を推進するための活動に必要な経費（環境負荷低減の取組への支援の交付等に係る事務経費を含む。）に充てるほか、環境負荷低減の取組を実施する農業者に対して、交付金を配分することができるものとする。

19～21 (略)

22 資源向上支払交付金の返還

(1) (略)

(2) 返還の手続

ア～カ (略)

キ 市町村長は、次の場合で、資源向上活動（長寿命化）を実施する場合は、その計画を、様式第2－9号の事業実施計画書に付して、都道府県知事に提出するものとする。

a 第1の16の(2)のアの場合で要綱別紙1の第9の2の規定による場合

b アの場合で要綱別紙2の第9の2の規定による場合

ク 都道府県知事は、キの提出を受けた時は、取りまとめの上、様式第2－8号の事業実施計画書に付して、地方農政局長等に提出するものとする。

13 抽出検査の実施

抽出検査の実施にあつては、第1の10に定めるとおりとする。

14 (略)

15 資源向上支払交付金の交付方法

(1) ～ (3) (略)

(新設)

16～18 (略)

19 資源向上支払交付金の返還

(1) (略)

(2) 返還の手続

ア～カ (略)

(新設)

(新設)

第4 広域活動組織

1・2 (略)

3 広域協定

要綱別紙5の第5に定める広域協定（以下「協定」という。）は、別記5－1に示した記載例等を参考に作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。

(1) (略)

(2) 要綱別紙5の第5の2の協定の有効期間は、原則として、5年間とする。

(3)～(6) (略)

4 (略)

5 広域活動組織の業務

(1)～(5) (略)

(削る。)

(6) 農山漁村振興交付金

(別記1－1)

対象農用地等面積の測定について

1 対象農用地及び協定農用地の面積には、畦畔及び法面面積を含める。ただし、環境負荷低減の取組への支援の対象農用地

第4 広域活動組織

1・2 (略)

3 広域協定

要綱別紙5の第5に定める広域協定（以下「協定」という。）は、別記5－1に示した記載例等を参考に作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。

(1) (略)

(2) 要綱別紙5の第5の2の協定の有効期間は、原則として、5年間とする。ただし、平成25年度以前に市町村長の認定を受けた協定の有効期間は、従前の協定期間終了年度末までとすることができる。

(3)～(6) (略)

4 (略)

5 広域活動組織の業務

(1)～(5) (略)

(6) 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業

(7) 農山漁村振興交付金のうち都市農村共生・対流及び地域活性化対策

(別記1－1)

対象農用地等面積の測定について

1 対象農用地及び協定農用地の面積には、畦畔及び法面面積を含める。

の面積については、以下のとおりとする。

(1) 畦畔及び法面面積を含めない。

(新設)

(2) 一つのほ場において、複数の取組を行う場合でも、一取組分の作付面積を上限とする。

(新設)

(3) 環境保全型農業直接支払交付金で交付対象としているほ場がある場合は、当該ほ場の面積を含まないものとする。ただし、一つのほ場において、環境負荷低減の取組への支援のうち、冬期湛水の取組を実施する場合であって、環境保全型農業直接支払交付金の炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を併せて実施するときは、当該ほ場の面積を含めることができるものとする。

(新設)

2～4 (略)

2～4 (略)

5 環境負荷低減の取組への支援の実施面積は、以下のいずれかの方法により把握するものとする。

(新設)

(1) 共済細目書記載面積、公的資料に記載された面積の活用
共済細目書の面積(畦畔等を除いた本地面積)、地積調査の結果、土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく区画整理事業等に伴う確定測量の結果等の公的資料に記載された面積とする。

(2) 図測

2,500分の1程度以上の縮尺図等の図測により行う(なお、5,000分の1程度以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に0.95を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。)

(3) 実測

農林水産省農村振興局測量作業規程等に準拠し、現地にお

いて実測を行う。

(4) 畦畔率の活用

実測、図測並びに共済細目書記載面積及び公的資料に記載された面積が、畦畔等を含んだ面積である場合にあっては、市町村が次のいずれかにより推計した畦畔率を用いて、畦畔面積を算出の上、これを当該資料に記載された面積から差し引いて得た面積とする。なお、この場合における畦畔率の測定は、畦畔の状況がおおむね類似している地域ごとに行うものとする。

ア 対象農地を抽出、実測し求めた平均畦畔率

イ 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等区画が整理されている地域に限る。ウにおいて同じ。）

ウ 標準区画面積から求めた平均畦畔率

エ 公的機関の発表した耕地面積及び本地面積から得られる平均畦畔率を参考とした推定平均畦畔率

(5) その他

(1) から (4) までの方法により把握した農地面積が記載された台帳が既に存在する場合には、当該台帳に記載された面積を活用することができるものとする。

また、(1) から (4) までにより難しい場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、市町村が別に定める方法により対象農地の面積を把握することができるものとする。

(別記1-2)

国が定める活動指針及び活動要件

第2 国が定める活動要件の考え方

活動指針に基づき、農地維持活動、資源向上活動に関する国としての活動要件を以下の考え方にに基づき定める。なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

1 (略)

2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

(1)～(4) (略)

(5) 多面的機能の増進を図る活動については、任意の実施とし、次のとおりとする。

ア (略)

イ 広報活動・農村関係人口の拡大は毎年度実施する。ただし、対象農用地に要領第1の4の(8)の農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は要領第1の4の(9)の8法地域に該当する場合は、広報活動・農村関係人口の拡大の実施を必ずしも求めるものではない。

3 (略)

第3 活動指針及び活動要件

1 (略)

2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

(1)・(2) (略)

(3) 多面的機能の増進を図る活動

(別記1-2)

国が定める活動指針及び活動要件

第2 国が定める活動要件の考え方

活動指針に基づき、農地維持活動、資源向上活動に関する国としての活動要件を以下の考え方にに基づき定める。なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

1 (略)

2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

(1)～(4) (略)

(5) 多面的機能の増進を図る活動については、任意の実施とし、次のとおりとする。

ア (略)

イ 広報活動・農的関係人口の拡大は毎年度実施する。ただし、対象農用地に要領第1の4の(8)の農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は要領第1の4の(9)の8法地域に該当する場合は、広報活動・農的関係人口の拡大の実施を必ずしも求めるものではない。

3 (略)

第3 活動指針及び活動要件

1 (略)

2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

(1)・(2) (略)

(3) 多面的機能の増進を図る活動

活動区分	活動項目
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
	54 地域住民による直営施工
	55 防災・減災力の強化
	56 農村環境保全活動の幅広い展開
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
	<u>58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施</u>
	<u>58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化</u>
	59 都道府県、市町村が特に認める活動
	60 広報活動・ <u>農村関係人口</u> の拡大

3 (略)

第4 活動の説明

1 (略)

2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

(1)・(2) (略)

(3) 多面的機能の増進を図る活動

52～58 (略)

58-2広域活動組織における活動支援班による活動の実

活動区分	活動項目
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
	54 地域住民による直営施工
	55 防災・減災力の強化
	56 農村環境保全活動の幅広い展開
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
	(新設)
	(新設)
	59 都道府県、市町村が特に認める活動
	60 広報活動・ <u>農的関係人口</u> の拡大

3 (略)

第4 活動の説明

1 (略)

2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

(1)・(2) (略)

(3) 多面的機能の増進を図る活動

52～58 (略)

(新設)

施

- ・ 広域活動組織において、集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された活動支援班が活動を行うこと。

58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

- ・ 5に定める活動を行うこと。ただし、5割低減の取組と組み合わせての実施及び長期中干しにおける溝切りの実施の要件は適用しないものとする。

59 都道府県、市町村が特に認める活動
(略)

60 広報活動・農村関係人口の拡大

- ・ 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農村関係人口の拡大のために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

3・4 (略)

5 要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの(a)から(e)までに掲げる活動については、それぞれ以下の要件を満たすものとする。

(a) の取組

- ア 栽培する主作物が水稻であること。
- イ 稲の生育中期に10アール当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること。

(b) の取組

- ア 栽培する主作物が水稻であること。ただし、令和6年

(新設)

59 都道府県、市町村が特に認める活動
(略)

60 広報活動・農的関係人口の拡大

- ・ 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大のために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

3・4 (略)

(新設)

度まで環境保全型農業直接支払交付金において、水稻以外を対象として取組実績がある場合はこの限りではない。

イ 2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。

ウ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載されているものとする。

a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。

b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水が位置付けられていること。

(c) の取組

ア 栽培する主作物が野菜、大麦、なたね等であること。

イ 転作田又は湛水可能なほ場であること。

ウ 6月下旬～9月上旬の期間内に2ヶ月以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。

エ 湛水期間中の開放水面を維持するため深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。

カ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取

組であること又は生物多様性保全に資するものとして
その実施に関して市町村長の承認等を得た取組である
こと。なお、市町村等が作成する計画については、以下
の内容の記載されているものとする。

a 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。

b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として夏期湛水が位置付けられていること。

(d) の取組

ア 栽培する主作物が水稻であること。

イ 中干し開始時期を慣行時期より1カ月程度延期又は中止し、慣行の水稻栽培期間、常時湛水状態を保つこと。

ウ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理及び畦の点検・補修を実施すること。

(e) の取組

なお、魚類保護をする場合は、以下のア・オの要件を全て満たせばよいものとする。

ア 栽培する主作物が水稻であること。

イ 10a当たり原則10m以上とし、10m/10aに満たない場合は、取組面積(a(※1a未満切り捨て))＝設置した長さ(m)のとして取組面積を調整すること。江の形状は、原則として「深さ10cm以上、水面幅30cm以上」とする。

ウ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から、8月中旬までとする。

エ 湛水等の期間中、江に除草剤を使用しないこと。

オ 魚類等の希少種が水田内で保護されるよう、適切に管

理すること。

6 要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの(a)から(e)までの取組のうち、5割低減の取組に係る低減割合については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 慣行レベル

地域の慣行については、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知。以下「表示ガイドライン」という。)に基づき都道府県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて作物ごとに設定することとする(必要に応じて、地域ごと、作期ごとに設定するものとする。)。また、都道府県は、地域の慣行レベルを策定又は変更した際は、その内容を公表することとする。

(2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法

化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法は次のとおりとし、化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法、低減割合の算定の方法等については、原則として表示ガイドラインの考え方に即して行うものとする。なお、慣行レベルが設定されており、かつ、化学肥料又は化学合成農薬のうちいずれか一方の資材の慣行レベルがゼロである作物であっても、本作物について慣行レベルを策定している都道府県のおおむね5割以上において当該資材を慣行的に使用している場合、当該資材を使用しないことをもって5割以上の低減が行われたものとみなすことができるものとする。

ア 化学肥料の使用量については、農産物の生産過程等に

(新設)

において使用される化学肥料の窒素成分量の合計とする。

イ 化学合成農薬の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学合成農薬の使用回数（土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。）の合計とし、化学合成農薬の有効成分ごとに算定するものとする。

（３）化学合成農薬の使用の算定に当たっての留意事項

ア （２）にかかわらず、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第 23 条第 1 項又は第 31 条第 1 項 に基づき実施される発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除において使用される化学合成農薬については、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。

イ 有機農産物規格表B. 1 の農薬については、これを農産物の生産過程等において使用した場合にあっても、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。

ウ 化学合成農薬を使用することなく生産された種子や苗等の入手が困難な作物については、種子や苗等に使用されている化学合成農薬を化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用された化学合成農薬は使用回数に含めるものとする。また、この場合、化学合成農薬の使用に係る慣行レベルから種子や苗等に使用した化学合成農薬の使用回数を除いた数値を、5割低減の取組の基準としての慣行レベルとして利用するもの

とする。

7 要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの(a)から(e)までについて、自然災害の発生により対象活動の履行が困難となった場合の取扱いについては以下のとおりとする。

(1) 要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの(a)から(e)までの活動(5割低減の取組を除く。)を適切に行ったものの、自然災害により、その要件の達成が困難となった場合については、その原因が自然災害によるものであることが客観的な書類により確認できる場合であって、当該災害後に取組の継続が困難である場合に限り、当該要綱別紙2第6の2の(1)のウのdの(a)から(e)が行われたものとみなすことができるものとする。

(2) (1)の特例の措置を受けようとする場合の手続は、次に定めるとおりとする。

ア 農業者団体等は、事前に農地が所在する市町村と協議を行った上で、要綱別紙2第5の8の実施経過の報告を行う際に様式第1-13号を添付して市町村長に提出するものとする。なお、事業年度内であり、実施経過の報告以降に自然災害が発生した場合は、農業者団体等は速やかに市町村長に報告を行い、市町村長、都道府県知事及び地方農政局等は別途協議するものとする。

イ アの提出を受けた市町村長は、これを都道府県知事に対して自然災害の発生による特例措置の適用に係る技術的な意見を求めることとする。(様式第2-19号)。

ウ イにより意見照会を受けた都道府県知事は、以下の特例措置の適用に関する基準に係る技術的な意見を付し

(新設)

て、地方農政局長等に対し、協議するものとする（様式第2－20号）。

a 自然災害により取組の継続が困難な状況であることについて、近隣地域で同種の取組を行っている農業者においても同様であると認められること又は市町村等の第三者による確認が行われていること。

b 都道府県から当該災害に係る被害額や当該災害に対応した技術指針等が公表又は周知されていること。

（3）地方農政局長等は、（2）により協議のあった特例の適用について、その内容が適切であると認められる場合には、都道府県知事に通知するものとする。

（4）都道府県知事は、（3）の結果を踏まえて、市町村長に報告するものとする。

（別記3－1）

市町村が行う対象組織の農地維持活動及び資源向上活動の実施状況等の確認について

第2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）の実施状況確認等

市町村長は、対象組織の活動計画書に定められている資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）の実施状況又は実施経過の確認について、1の書類確認及び2の現地確認により行うものとする。

1 書類確認

（1）市町村長は、毎年度、資源向上活動（地域資源の質的向上

（別記3－1）

市町村が行う対象組織の農地維持活動及び資源向上活動の実施状況の確認について

第2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）の実施状況確認

市町村長は、対象組織の活動計画書に定められている資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）の実施状況又は実施経過の確認について、1の書類確認及び2の現地確認により行うものとする。

1 書類確認

（1）市町村長は、毎年度、資源向上活動（地域資源の質的向

を図る共同活動）に取り組む全ての対象組織について、実施状況報告書及び添付書類 又は実施経過報告書及び添付書類 に基づき、対象活動が適正に行われていることを確認する。
ただし、資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）のうち、環境負荷低減の取組への支援については、（２）又は２により提出書類の補完を行うこととする。

（２）市町村長は、資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）のうち、環境負荷低減の取組への支援を受ける対象組織に対しては場の現地写真を求めることができるものとし、写真により確認する。

（３） （略）

２ （略）

上を図る共同活動）に取り組む全ての対象組織について、実施状況報告書及び添付書類に基づき、対象活動が適正に行われていることを確認する。

（新設）

（２） （略）

２ （略）

(別記3－1様式第3号)

【市町村から都道府県に提出するもの】

農林水産省様式

資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)

実施状況確認チェックシート(現地確認用)

確認年月日: 年 月 日

市町村名	〇〇市	確認者(所属、氏名)	
対象組織名	〇〇活動組織	現地確認立会人	

現地確認結果

必要に応じて、当該年度に活動が適切に実施されているか確認。

(1)施設の軽微な補修

活動項目	計画	確認結果	備考
農用地の軽微な補修等			
水路の軽微な補修等			
農道の軽微な補修等			
ため池の軽微な補修等			

(2)農村環境保全活動

テーマ	計画	確認結果	備考
生態系保全			
水質保全			
景観保全・生活環境保全			
水田貯留機能増進・地下水かん養			
資源循環			

(3)多面的機能の増進を図る活動

活動項目	計画	確認結果	備考
遊休農地の有効活用			
鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化			
地域住民による直営施工			
防災・減災力の強化			
農村環境保全活動の幅広い展開			
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用			
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
広域活動組織における活動支援班による活動の実施			
水管理を通じた環境負荷低減活動の強化			
都道府県、市町村が特に認める活動			
広報活動・農村関係人口の拡大			

(4)所見

--

(別記3－1様式第3号)

【市町村から都道府県に提出するもの】

農林水産省様式

資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)

実施状況確認チェックシート(現地確認用)

確認年月日: 年 月 日

市町村名	〇〇市	確認者(所属、氏名)	
対象組織名	〇〇活動組織	現地確認立会人	

現地確認結果

必要に応じて、当該年度に活動が適切に実施されているか確認。

(1)施設の軽微な補修

活動項目	計画	確認結果	備考
農用地の軽微な補修等			
水路の軽微な補修等			
農道の軽微な補修等			
ため池の軽微な補修等			

(2)農村環境保全活動

テーマ	計画	確認結果	備考
生態系保全			
水質保全			
景観保全・生活環境保全			
水田貯留機能増進・地下水かん養			
資源循環			

(3)多面的機能の増進を図る活動

活動項目	計画	確認結果	備考
遊休農地の有効活用			
鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化			
地域住民による直営施工			
防災・減災力の強化			
農村環境保全活動の幅広い展開			
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用			
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
(新設)			
(新設)			
都道府県、市町村が特に認める活動			
広報活動・農村関係人口の拡大			

(4)所見

--

(規約別紙)

〇年〇月〇日

〇〇活動組織構成員一覧

以下3. の構成員は、〇〇活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	備考	活動支援班員

2. 役員

役職名	氏名	備考	活動支援班員

3. 構成員

★分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択してください。

★団体の場合は代表者名を記入してください。

(1) 〇〇集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	備考	活動支援班員
この線より上に行を挿入してください。			

② 農業者以外の個人

分類	氏名	備考	活動支援班員
この線より上に行を挿入してください。			

(規約別紙)

〇年〇月〇日

〇〇活動組織構成員一覧

以下3. の構成員は、〇〇活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	備考	(新設)

2. 役員

役職名	氏名	備考	(新設)

3. 構成員

★分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択してください。

★団体の場合は代表者名を記入してください。

(1) 〇〇集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	備考	(新設)
この線より上に行を挿入してください。			

② 農業者以外の個人

分類	氏名	備考	(新設)
この線より上に行を挿入してください。			

(2) ○○集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	備考	活動支援班員
この線より上に行を挿入してください。			

② 農業者以外の個人

分類	氏名	備考	活動支援班員
この線より上に行を挿入してください。			

(3) 農業者以外の団体（代表者名のみ記載する。）

分類	氏名	備考	活動支援班員
この線より上に行を挿入してください。			

(2) ○○集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	備考	(新設)
この線より上に行を挿入してください。			

② 農業者以外の個人

分類	氏名	備考	(新設)
この線より上に行を挿入してください。			

(3) 農業者以外の団体（代表者名のみ記載する。）

分類	氏名	備考	(新設)
この線より上に行を挿入してください。			

構成員の総数

分類番号リスト

農業者				農業者以外									
個人として参加	団体として参加			個人として参加	団体として参加								
	1	2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12
農業者個人	農事組合法人	営農組合	その他の農業者団体	農業者以外個人	自治会	女性会	子供会	土地改良区	J A	学校・PTA	N P O	その他の農業者以外団体	

(新設)

分類番号リスト

農業者				農業者以外									
個人として参加	団体として参加			個人として参加	団体として参加								
	1	2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12
農業者個人	農事組合法人	営農組合	その他の農業者団体	農業者以外個人	自治会	女性会	子供会	土地改良区	J A	学校・PTA	N P O	その他の農業者以外団体	

多面的機能支払交付金実施要領 様式集

番 号	様式名	作成者	申請 (提出)先	備 考 (H30までの 様式番号)
活動組織、広域活動組織、 <u>特定事業実施者</u> の作成書類				
1-1	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について	活動組織 広域活動組織 <u>特定事業実施者</u>	市町村	6-6
1-2	多面的機能発揮促進事業に関する計画	活動組織 広域活動組織 <u>特定事業実施者</u>	市町村	6-5
1-3	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書	活動組織 広域活動組織	市町村	6-7(1-3)
<u>1-3</u> <u>別紙1</u>	<u>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書</u> <u>(環境負荷低減の取組への支援)</u>	活動組織 広域活動組織 <u>特定事業実施者</u>	<u>市町村</u>	
1-4	長寿命化整備計画書	活動組織 広域活動組織	市町村	
1-5	工事に関する確認書	活動組織 広域活動組織	市町村	1-12
1-6	多面的機能支払交付金 活動記録	活動組織 広域活動組織	市町村	1-6
1-7	多面的機能支払交付金 金銭出納簿	活動組織 広域活動組織	市町村	1-7
1-8	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書	活動組織 広域活動組織	市町村	1-8
<u>1-8</u> <u>別紙1,2</u>	<u>多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書</u> <u>(環境負荷低減の取組への支援)</u>	活動組織 広域活動組織 <u>特定事業実施者</u>	<u>市町村</u>	
1-9	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書の提出について	活動組織 広域活動組織 <u>特定事業実施者</u>	市町村	1-16
1-10	財産管理台帳	活動組織 広域活動組織	-	1-11
<u>1-11</u>	<u>環境負荷低減のチェックシート</u>	活動組織 広域活動組織 <u>特定事業実施者</u>	<u>市町村</u>	
<u>1-12</u>	<u>環境負荷低減の取組への支援に係る実施経過報告書</u>	活動組織 広域活動組織 <u>特定事業実施者</u>	<u>市町村</u>	
<u>1-13</u>	<u>環境負荷低減の取組への支援に係る履行困難理由書</u>	活動組織 広域活動組織 <u>特定事業実施者</u>	<u>市町村</u>	

多面的機能支払交付金実施要領 様式集

番 号	様式名	作成者	申請 (提出)先	備 考 (H30までの 様式番号)
活動組織、広域活動組織の作成書類				
1-1	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について	活動組織 広域活動組織	市町村	6-6
1-2	多面的機能発揮促進事業に関する計画	活動組織 広域活動組織	市町村	6-5
1-3	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書	活動組織 広域活動組織	市町村	6-7(1-3)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
1-4	長寿命化整備計画書	活動組織 広域活動組織	市町村	
1-5	工事に関する確認書	活動組織 広域活動組織	市町村	1-12
1-6	多面的機能支払交付金 活動記録	活動組織 広域活動組織	市町村	1-6
1-7	多面的機能支払交付金 金銭出納簿	活動組織 広域活動組織	市町村	1-7
1-8	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書	活動組織 広域活動組織	市町村	1-8
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
1-9	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書の提出について	活動組織 広域活動組織	市町村	1-16
1-10	財産管理台帳	活動組織 広域活動組織	-	1-11
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

多面的機能支払交付金実施要領 様式集

番 号	様式名	作成者	申請 (提出)先	備 考 (H30までの 様式番号)
市町村・都道府県の作成書類				
2-1	多面的機能支払交付金に係る事業計画書の提出期限の延長届出書	市町村 都道府県	都道府県 国	1-4
2-2	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について	市町村	活動組織 広域活動組織	1-5(1-15)
2-3	多面的機能支払交付金に係る実施状況確認報告書	市町村	都道府県	1-9
2-4	多面的機能支払交付金に係る実施状況取りまとめ報告書	都道府県	国	1-10
2-5	広域協定の認定書	市町村	広域活動組織	5
2-6	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)	都道府県	国	3-1
2-7	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)の同意申請書	都道府県	国	3-2
2-8	多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)の提出について	都道府県	国	3-3
2-9	多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)の提出について	市町村	都道府県	3-4
2-10	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針	都道府県	国	6-1
2-11	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[策定/変更]について(協議)	都道府県	国	6-2
2-12	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	市町村	都道府県	6-3
2-13	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の[策定/変更]について(協議)	市町村	都道府県	6-4
2-14	多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要	市町村	—	6-8
2-15	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果報告書の提出について	市町村	都道府県	1-17
2-16	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果取りまとめ報告書の提出について	都道府県	国	1-18
2-17	水田貯留機能強化計画の[策定/変更]について(協議)	市町村	都道府県	
2-18	環境負荷低減への支援に係る実施状況確認結果通知書	市町村	活動組織 広域活動組織 特定事業実施者	
2-19	環境負荷低減の取組への支援に係る履行困難理由書	市町村	都道府県	
2-20	環境負荷低減の取組への支援に係る自然災害特例措置協議書	都道府県	国	

(新設)

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
市町村・都道府県の作成書類				
2-1	多面的機能支払交付金に係る事業計画書の提出期限の延長届出書	市町村 都道府県	都道府県 国	1-4
2-2	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について	市町村	活動組織 広域活動組織	1-5(1-15)
2-3	多面的機能支払交付金に係る実施状況確認報告書	市町村	都道府県	1-9
2-4	多面的機能支払交付金に係る実施状況取りまとめ報告書	都道府県	国	1-10
2-5	広域協定の認定書	市町村	広域活動組織	5
2-6	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)	都道府県	国	3-1
2-7	多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)の同意申請書	都道府県	国	3-2
2-8	多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)の提出について	都道府県	国	3-3
2-9	多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)の提出について	市町村	都道府県	3-4
2-10	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針	都道府県	国	6-1
2-11	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[策定/変更]について(協議)	都道府県	国	6-2
2-12	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	市町村	都道府県	6-3
2-13	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の[策定/変更]について(協議)	市町村	都道府県	6-4
2-14	多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要	市町村	—	6-8
2-15	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果報告書の提出について	市町村	都道府県	1-17
2-16	多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果取りまとめ報告書の提出について	都道府県	国	1-18
2-17	水田貯留機能強化計画の[策定/変更]について(協議)	市町村	都道府県	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

様式第1－3号（略）

（別紙1）

多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）

Ⅱ. 1号事業（多面的機能支払）

対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒ ☐

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。
※加算措置は除きます。

（1）農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

（2）資源向上支払（共同）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は、以下①、②への取組状況によって異なります。左の表には減額する前の単価が記入されており、以下の該当するパターンに○を付けると自動で減額されます。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払（共同）を5年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

①のみ該当 (修正なし) ☐ ②のみ該当 (単価×0.625) ☐

①②に該当 (単価×0.75) ☐ 該当なし (単価×5/6) ☐

※「特定事業実施者」（令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金を受けていた農業者団体等）が加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみを実施する場合は、○を付けてください。

加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」のみ実施する場合は○ ⇒ ☐

（3）資源向上支払（長寿命化）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は、直営施工の取組状況によって異なります。左の表には、減額する前の単価が記入されており、直営施工を実施しない場合は、以下に○を付けると自動で減額されます。

直営施工を実施しない場合は○ (単価×5/6) ⇒ ☐

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は○ ⇒ ☐
集落数×200万円

様式第1－3号（略）

（別紙1）

多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）

Ⅱ. 1号事業（多面的機能支払）

対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒ ☐

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。
（新設）

（1）農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

（2）資源向上支払（共同）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※交付単価は以下①、②への取組状況によって単価が異なりますので、集めた額を記入してください。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払（共同）を5年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

①②に該当 ⇒単価に0.75を乗する

①のみ該当 ⇒単価の修正なし

②のみ該当 ⇒単価に0.625を乗する

①②に該当しない⇒単価に5/6を乗する

（新設）

（3）資源向上支払（長寿命化）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗した額を記入してください。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は○ ⇒ ☐
集落数×200万円

2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化	活動支援班の設立	※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に該当する法人のことです。
実施予定年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数 集落

農業地域類型 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域

地域振興立法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島

離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払 a 資源向上支払 (共同) a 資源向上支払 (長寿命化) a

2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化	(新設)	※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に該当する法人のことです。
実施予定年度	令和 年度	令和 年度	(新設)	

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数 集落

農業地域類型 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域

地域振興立法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島

離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払 a 資源向上支払 (共同) a 資源向上支払 (長寿命化) a

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分	活動項目	計画
点検・計画策定	1 点検	※必ず選択してください。
	2 年度活動計画の策定	※必ず選択してください。
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	5年間に各1回以上実施
実践活動	4 遊休農地発生防止のための保安全管理	
	5 畦畔・法面・防風林の草刈り	
	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施
	7 水路の草刈り	
	8 水路の泥上げ	
	9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施
	10 農道の草刈り	
	11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施
	12 路面の維持	点検結果に応じて実施
	13 ため池の草刈り	
	14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施
	15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施
	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後に実施
	地域資源の適切な保安全管理のための推進活動	※必ず選択してください。

地域資源の適切な保安全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保安全管理の目標を①～⑥から選んでください。(複数選択可)

①中心経営体との役割分担による保安全管理	④集落間連携や広域的活動による保安全管理
②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保安全管理	⑤多様な地域資源管理の担い手による保安全管理
③地域外の経営体との協力・役割分担による保安全管理	⑥その他

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保安全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

①農地の利用集積に伴う管理作業	④共同利用施設の保安全管理
②高齢農家の農用地に係る管理作業	⑤その他
③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業	

3) 2) で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく活動の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
②入り作等の近隣の担い手との協力	⑥集落間の連携や広域的な活動
③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり	⑦その他
④新たな保安全管理の担い手の確保	

4) 2) で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する活動を17～23から1項目以上選んでください。

17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催	21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	22. 有識者等による研修会、検討会の開催
19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等	23. その他
20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期											
点検・計画策定	1 点検	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	2 年度活動計画の策定												
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	○年度(及び○年度)に受講予定(活動期間内に各1回以上受講)											
実践活動	4 遊休農地発生防止のための保安全管理												
	5 畦畔・法面・防風林の草刈り												
	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	7 水路の草刈り												
	8 水路の泥上げ												
	9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	10 農道の草刈り												
	11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
	12 路面の維持	点検結果に応じて実施時期を決定											
	13 ため池の草刈り												
	14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
	15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後											
	地域資源の適切な保安全管理のための推進活動												

地域資源の適切な保安全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保安全管理の目標を①～⑥から選んでください。(複数選択可)

①中心経営体との役割分担による保安全管理	④集落間連携や広域的活動による保安全管理
②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保安全管理	⑤多様な地域資源管理の担い手による保安全管理
③地域外の経営体との協力・役割分担による保安全管理	⑥その他

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保安全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

①農地の利用集積に伴う管理作業	④共同利用施設の保安全管理
②高齢農家の農用地に係る管理作業	⑤その他
③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業	

3) 2) で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく活動の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
②入り作等の近隣の担い手との協力	⑥集落間の連携や広域的な活動
③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり	⑦その他
④新たな保安全管理の担い手の確保	

4) 2) で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する活動を17～23から1項目以上選んでください。

17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催	21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	22. 有識者等による研修会、検討会の開催
19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等	23. その他
20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	

(2) 資源向上支払（共同）

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動 ※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分		活動項目	計画
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	24 農用地の機能診断	
		25 水路の機能診断	
		26 農道の機能診断	
		27 ため池の機能診断	
		28 年度活動計画の策定	
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	5年間に1回以上実施
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
		32 農道の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
		33 ため池の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施
農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定	
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定	
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	
		38 資源循環計画の策定	
	(削る。)		
	実践活動		
この線より上に行を挿入してください。			
啓発・普及	51 啓発・普及活動		

※24～27のうち該当する活動項目を全て選択してください。

※必ず選択してください。

※34～38のいずれかを選択してください。

※実施する活動をブルダウンリストから選択し、○をしてください。

※必ず選択してください。

(2) 資源向上支払（共同）

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動 ★実施する月に○を記入してください。

活動区分		活動項目	毎年度の実施時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	24 農用地の機能診断												
		25 水路の機能診断												
		26 農道の機能診断												
		27 ため池の機能診断												
		28 年度活動計画の策定												
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	令和○年度に受講予定（活動期間内に1回以上受講）											
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
		32 農道の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
		33 ため池の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定												
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定												
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定												
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定												
		38 資源循環計画の策定												
活動区分		活動項目	毎年度の実施時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
農村環境保全活動	実践活動													
	この線より上に行を挿入してください。													
啓発・普及	51 啓発・普及活動													

2) 多面的機能の増進を図る活動（任意） ※毎年度実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	計画
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	
	54 地域住民による直営施工	
	55 防災・減災力の強化	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施	
	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	
この線より上に行を挿入してください。		
60	広報活動・農村関係人口の拡大	

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、「60 広報活動・農村関係人口の拡大」を毎年度実施してください。

ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては「60 広報活動・農村関係人口の拡大」は必須ではありません。

「56 農村環境保全活動の幅広い展開」を選択した場合

「①農村環境保全活動を1テーマ追加」又は「②高度な保全活動の実施」のいずれかを選択し、実施する活動を選択してください。

①農村環境保全活動を1テーマ追加		・・・追加する農村環境保全活動	
②「高度な保全活動の実施」		・・・高度な保全活動の活動項目	

「58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」を選択した場合

実施する取組の実施予定面積を記入してください。

長期中干し	
冬期湛水	
夏期湛水	
中干し延期	
江の設置（作済実施）	
江の設置（作済未実施）	

（削る。）

「59 都道府県、市町村が特に認める活動」を選択した場合

具体的な活動内容を記載してください。

2) 多面的機能の増進を図る活動（任意の取組） ★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
多面的機能の増進を図る活動														
この線より上に行を挿入してください。														
60	広報活動・農村関係人口の拡大													

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、「広報活動」を毎年度実施してください。

ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては「広報活動」は必須ではありません。

（新設）

（新設）

56 農村環境保全活動の幅広い展開 を選択した場合、以下の太枠内も記入してください。

56 を選択した場合に選択⇒		農村環境保全活動を1テーマ追加		「高度な保全活動の実施」
農村環境保全活動のテーマ		高度な保全活動の活動項目		
「生態系保全」「水質保全」「農林形成・生活環境保全」「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択				

59 都道府県、市町村が特に認める活動 を選択した場合、具体的な活動内容を記載してください。

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの活動項目を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。

「水路」「農道」でゲート等を施工するなど「箇所」単位とすることが一般的なものであっても、「1箇所＝0.01km」として扱い、「km」単位で記入してください。

☆直営施工の実施方針について

全部直営施工又は
一部直営施工を実施する

直営施工は実施しない

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1－4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。

(新設)

☆直営施工の実施方針について

全て直営施工

一部直營施工

直営施工は実施しない

4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、本項目に係るページは提出不要です。

(削る。)

加算一覧	計画
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	→ (1) △
農村協働力の深化に向けた活動への支援	→ (2) △
水田の貯留機能の強化 (田んぼダム) を推進する活動への支援	→ (5) △
環境負荷低減の取組への支援	→ 別票 (6) △
組織の体制強化に対する支援	→ (3) △
組織の広域化・体制強化に対する支援	→ (4) △

(削る。)

(1) 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

★適用条件
活動を実施する組織 … (本事業計画の活動項目数) > (前年度又は変更前の活動項目数)
新規の組織 … 本事業計画の活動項目数 2 つ以上

多面的機能の増進を図る活動の活動項目 ↓ 活動を継続する組織のみ記入

項目	本事業計画の活動	前年度又は変更前の活動
52 遊休農地の有効活用		
53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化		
54 地域住民による直営施工		
55 防災・減災力の強化		
56 農村環境保全活動の幅広い展開		
57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
58-2 広域活動組織における活動支援型による活動の実施		
58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化		
59 都道府県、市町村が特に認める活動		

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
合計	a		円

(削る。)

(削る。)

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

※資源向上支払 (共同) の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、この先3枚は提出不要です。

対象農用地面積は小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

(新設)

(1) 農地維持支払の小規模集落支援

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
合計	a		円

★小規模集落支援の適用条件

○小規模集落の総農家戸数が10戸以下である

○小規模集落がこれまでに農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払、多面的機能支払の交付対象になっていない

小規模集落数	集落名
集落	

(2) 資源向上支払 (共同) の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

適用条件の確認

(新設)

(新設)

多面的機能の増進を図る活動の取組項目数

↓ 取組を継続中の組織のみ記入

項目	本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
遊休農地の有効活用		
農地周りの環境改善活動の強化		
地域住民による直営施工		
防災・減災力の強化		
農村環境保全活動の幅広い展開		
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
(新設)		
(新設)		
都道府県、市町村が特に認める活動		

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
合計	a		円

★多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援の適用条件

○取組を継続する活動組織又は広域活動組織
本事業計画の取組項目数 > 前年度又は変更前の取組項目数

○新規の活動組織又は広域活動組織
本事業計画の取組項目数 2 つ以上

(新設)

(新設)

※資源向上支払 (共同) の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額する。

(2) 農村協働力の深化に向けた活動への支援（令和6年度廃止（令和10年度までの経過措置））

適用条件の確認

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける

② 農業者以外の割合

・組織の構成員

農業者	個人	人	+団体	団体	=	人・団体	
農業者以外	個人	人	+団体	団体	=	人・団体	・・・①
合計	個人	人	+団体	団体	=	人・団体	・・・②

・農業者以外の割合 % ・・・ ①/②

③-1 共同活動に参加する構成員の総人数の8割が参加する実践活動の実施

個人 人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 人 のうち、8割にあたる 人以上が
 参加する実践活動を毎年度行う。

③-2 あるいは、役員に女性が 人 選任されていて、共同活動に参加する構成員の総人数の6割が
 参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に実施

個人 人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 人 のうち、6割にあたる 人以上が
 参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に毎年度行う。

③-1、2いずれの場合も、共同活動に参加する構成員の総人数の内訳がわかる名簿（様式自由）を添付してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
合計	a		円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。
 小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置
 の交付単価も同様に減額されます。

★農村協働力の深化に向けた活動への支援の適用条件
 ○多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること
 ○構成員の農業者以外の割合 4割以上
 ○共同活動に参加する構成員の総人数（※）の8割以上が参加する実践活動を行うこと、あるいは女性役員が2名以上の組織で構成員の総人数の6割以上が参加する実践活動を複数回行うこと
 ※構成員個人と、団体の構成員のうち共同活動に参加する人数の合計

(3) 組織の体制強化に対する支援

区分	交付年度	交付額
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	令和 年度	400,000 円/広域活動組織

(4) 組織の広域化・体制強化に対する支援（令和6年度廃止（令和10年度までの経過措置））

区分	該当するものに○	交付額
3集落以上 又は50ha以上200ha未満		40,000 円/年・組織
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人		80,000 円/年・組織
1,000ha以上		160,000 円/年・組織

※北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/年・組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円/年・組織、15,000ha以上のとき160,000円/年・組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

(3) 資源向上支払（共同）の農村協働力の深化に向けた活動への支援

適用条件の確認

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける

② 農業者以外の割合

・組織の構成員

農業者	個人	人	+団体	団体	=	人・団体	
農業者以外	個人	人	+団体	団体	=	人・団体	・・・①
合計	個人	人	+団体	団体	=	人・団体	・・・②

・農業者以外の割合 % ・・・ ①/②

③-1 共同活動に参加する構成員の総人数の8割が参加する実践活動の実施

個人 人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 人 のうち、8割にあたる 人以上が
 参加する実践活動を毎年度行う。

③-2 あるいは、役員に女性が 人 選任されていて、共同活動に参加する構成員の総人数の6割が
 参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に実施

個人 人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 人 のうち、6割にあたる 人以上が
 参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に毎年度行う。

③-1、2いずれの場合も、共同活動に参加する構成員の総人数の内訳がわかる名簿（様式自由）を添付してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
合計	a		円

（新設）

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置
 の交付単価も同様に減額する。

★農村協働力の深化に向けた活動への支援の適用条件
 ○多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること
 ○構成員の農業者以外の割合 4割以上
 ○共同活動に参加する構成員の総人数（※）の8割以上が参加する実践活動を行うこと、あるいは女性役員が2名以上の組織で構成員の総人数の6割以上が参加する実践活動を複数回行うこと
 ※構成員個人と、団体の構成員のうち共同活動に参加する人数の合計

（新設）

(4) 組織の広域化・体制強化に対する支援

区分	該当するものに○	交付額
3集落以上 又は50ha以上200ha未満		40,000 円/年・組織
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人		80,000 円/年・組織
1,000ha以上		160,000 円/年・組織

※北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/年・組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円/年・組織、15,000ha以上のとき160,000円/年・組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

(5) 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

★適用条件

- ①資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。
- ②広域活動組織にあっては、本活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける水田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。
（実施しない集落の面積は対象農用地面積より除くこと。）

a 実施期間

開始年度	最終年度
令和 年度	令和 年度

※最終年度は、資源向上（共同）の活動終了年度と同じです。

b 実施計画

年度	年次計画・実施体制等
令和 年度	
令和 年度	
令和 年度	
令和 年度	
令和 年度	

c 最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積	うち、実施面積	交付単価	年当たりの加算額	実施面積の割合
田			円/10a		0%

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額 されます。

（参考）広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

集落名	対象農用地面積	うち、実施面積	実施面積の割合	備考
	a	a	0%	
	a	a	0%	
	a	a	0%	
	a	a	0%	

d 活動実施区域位置図

別添3「田んぼダム実施区域位置図」のとおり

※なお、別添1「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、別添3は省略できる。

(5) 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

適用条件の確認

- ①資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。
- ②広域活動組織にあっては、本活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける水田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。

a 実施期間

開始年度	最終年度
年度	年度

b 実施計画

年度	年次計画・実施体制等
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

c 最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積	うち、実施面積	交付単価	年当たりの加算額	実施面積の割合
田			円/10a		0%

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額 する。

（参考）広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

集落名	対象農用地面積	うち、実施面積	実施面積の割合	備考
	a	a	0%	
	a	a	0%	
	a	a	0%	
	a	a	0%	
	a	a	0%	

d 活動実施区域位置図

別添3「田んぼダム実施区域位置図」のとおり

※なお、別添1「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、別添3は省略できる。

構成員一覽

[illegible]

多面的機能支払分類記号リスト			中山間地域等直接支払分類記号リスト			年齢分類記号リスト			
農業者	個人として参加	1	農業者個人	農業者(人)	A	交付農用地を持つ農業者	ア	39歳以下	
		2	農事組合法人		B	交付農用地を持たない農業者	イ	40～44歳	
		3	営農組合		C	農地所有適格法人	ウ	45～49歳	
		4	その他の農業者団体		D	特定農業法人	エ	50～54歳	
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人	法人	E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)	オ	55～59歳	
		団体として参加	6		自治会	農業生産組織	F	機械・施設共同利用組織	カ
	7		女性会		G		農作業受委託組織	キ	65～69歳
	8		子供会		H		栽培協定	ク	70～74歳
	9		土地改良区	I	その他の組織		ケ	75～79歳	
	10		JA	その他	J	土地改良区	コ	80歳以上	
	11		学校・PTA		K	水利組合			
	12		NPO		L	非農業者(人)			
	13		その他の農業者以外団体		M	その他			

注7：「多面的機能支抔」のみに取り組む場合、住所の記入は不要。

構成員一覽

[illegible]

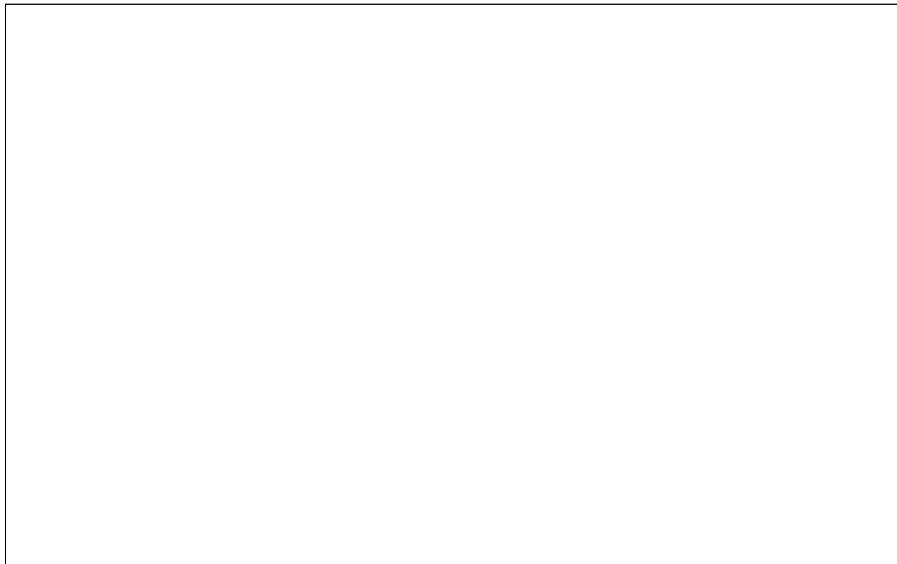
多面的機能支払分類記号リスト				中山間地域等直接支払分類記号リスト				年齢分類記号リスト	
農業者	個人として参加	1	農業者個人	農業者(人)	A	交付農用地を持つ農業者	ア	39歳以下	
		2	農事組合法人		B	交付農用地を持たない農業者	イ	40～44歳	
	団体として参加	3	営農組合		C	農地所有適格法人	ウ	45～49歳	
		4	その他の農業者団体		D	特定農業法人	エ	50～54歳	
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人	法人	E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)	オ	55～59歳	
		団体として参加	6		自治会	F	機械・施設共同利用組織	カ	60～64歳
	7		女性会		G	農作業受委託組織	キ	65～69歳	
	8		子供会		H	栽培協定	ク	70～74歳	
	9		土地改良区	I	その他の組織	ケ	75～79歳		
	10		JA	J	土地改良区	コ	80歳以上		
	11		学校・PTA	その他	K	水利組合			
	12		NPO		L	非農業者(人)			
	13		その他の農業者以外団体		M	その他			

(新設)

(別添4)

環境負荷低減の取組実施区域位置図

活動組織名称：



注1) 別添1「実施区域位置図」に環境負荷低減の取組実施区域位置を記載している場合、本様式は省略ができる。

(新設)

(新設)

(別添)

(6) 環境負荷低減の取組への支援

a 実施期間

開始年度		最終年度	
令和	年度	令和	年度

※最終年度は、資源向上（共同）の活動終了年度と同じです。

b 実施時期

取組項目				化学肥料及び化学合成農薬を 5割以上低減する活動			
内容	実施時期			作物名	栽培時期		
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月
	月	～	月		月	～	月

※必要に応じて欄を追加してください。

c 活動の計画

取組項目	1年目 計画面積 (畦畔除く)	2年目 計画面積 (畦畔除く)	3年目 計画面積 (畦畔除く)	4年目 計画面積 (畦畔除く)	5年目 計画面積 (畦畔除く)	交付単価	1年目 交付上限額	2年目 交付上限額	3年目 交付上限額	4年目 交付上限額	5年目 交付上限額	備考
長期中干し	a	a	a	a	a	800 円/10a	円	円	円	円	円	
冬期湛水	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000 円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延滞	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作済実施)	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作済未実施)	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
合計	a	a	a	a	a		円	円	円	円	円	

※計画面積は、対象活動別（同一の対象活動であっても、単価毎）に、a未満を切り捨てた値を記載すること。

※計画面積は、取組ごとに、2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る必要があります。

※資源向上支払（共同）の活動期間の途中からみどり加算に取り組む場合は、当該活動期間中の実施計画のみを記入します。

d 活動実施区域位置図

別添4「環境負荷低減の取組実施区域位置図」のとり

※なお、別添1「実施区域位置図」に環境負荷低減の取組実施区域を記載している場合、別添4は省略できます。

e (特定事業実施者のみ) 添付書類

特定事業実施者の場合であって、

農業者の組織する団体の場合、規約など令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

一定の要件を満たす農業者の場合、一定の要件を満たし令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

(様式第 1－5 号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年 4 月 1 日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙 2 の第 5 の 5 の（1）の 左に基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

- 第 1 条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。
- 2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅡに定めるとおりとする。

（工事の施行に関する条件）

- 第 2 条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。
- 2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要な工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。
- 3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

- 第 3 条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書 2 通を作成し記名の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇活動組織

住 所 〇〇県〇〇市〇〇丁目

代 表 〇〇 〇〇

〇〇土地改良区

住 所

理事長 〇〇〇〇

(様式第 1－5 号)

(新設)

(新設)

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年 4 月 1 日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙 2 の第 5 の 5 の（1）の 右に基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

- 第 1 条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。
- 2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅡに定めるとおりとする。

（工事の施行に関する条件）

- 第 2 条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。
- 2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要な工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。
- 3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

- 第 3 条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書 2 通を作成し記名の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

(新設)

(新設)

代 表 〇〇 〇〇

〇〇土地改良区

住 所

理事長 〇〇〇〇

【活動組織から市町村に提出するもの】

組織名：

★「活動項目番号」欄には、実施要領別記1-2の国が定める活動指針における活動項目の番号及び要領第1の2の(1)に基づき都道府県が定める要綱基本方針において追加された活動項目の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番を記入します。

同日に複数の活動を行った場合は、該当する全ての活動項目番号を左詰めで一行に記入してください。番号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入してください。

[illegible]

農業者	農業者 以外	合計
0人	0人	

活動に参加した最大人数

【活動組織から市町村に提出するもの】

組織名：

★「活動項目番号」欄には、実施要領別記1-2の国が定める活動指針における活動項目の番号及び要領第1の2の(1)に基づき都道府県が定める要領基本方針において追加された活動項目の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番を記入します。

同日・同一活動を行った場合は、該当する全ての活動項目番号を左詰めで一行に記入してください。番号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入してください。

[illegible]

農業者	農業者以外	合計
0人	0人	

活動に参加した最大人数

○○活動組織

番号	費目	内 容 (例)
1	前年度からの繰入金	
2	交付金	費助費・維持費・交付金、資源向上支払交付金（共同）、資源向上支払交付金（長寿命化）、他の活動組織からの贈進額・返還額
3	利息等	利息等、構成費による活動資金の立替金
4	当日	活動参加者に対して支払った当日
(前.)	(前.)	(前.)
5	外注費	補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
6	その他支出	「4 当日」、「5 外注費」以外の支出 <u>具体例は、</u> ・資料（図表、印刷、写真など）、活動に必要な機材（卓球の球など）の購入費、パソコンなどのリース費、車両・機材等の燃費の上げ費、茶の提供、席代など、 ・技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文書代及び光熱水の費用、アルバイト等への賃金、車対り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代、お菓子費、「提供受取伝票の明細」に係る文書、の取扱いを要する書類費に対する印刷代など
7	返還	お返し、他の活動組織への贈進額・返還額

〇〇活動組織

番号	費目	内 容 (例)
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	費地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、資源向上支払交付金(長寿命化)、他の活動組織からの贈還額・返還額
3	利息等	利息等、構成費による活動資金の立替金
4	日常	活動参加者に対して支払った日常
5	購入・リース等	資料(絵本、図利、おけいなど)の購入費、活動に必要な機械(筆記用機具など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、物の貸、品代など
6	外注費	補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
7	その他支出	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る燃料、便送料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への謝金、筆記用機や車の燃料代、役員報酬、品代など
8	返還	返還金、他の活動組織への贈還額・返還額

(様式第1－8号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

○年○月○日

長 殿

組織名称

代表者氏名

年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5の7及び別紙2の第5の10に基づき、多面的機能支払交付金の実施状況について、別添のとおり報告します。

（環境負荷低減の取組への支援を受ける場合）

- ☐ 実施経過報告の時点で全て実施済みで報告しているため、環境負荷低減の取組への支援に係る報告を省略します。
- ☐ 実施経過報告書を見込みで報告しましたが、内容に変更がないため別紙1及び2を省略し生産記録等のみを提出します。
- ☐ 実施経過報告書から変更があったので別紙1及び2のとおり報告します。

（注1）該当する項目の□に■を入れること。

（注2）実施状況経過報告書から変更があった場合は変更があった箇所のみを報告することも可。

（注3）特定事業実施者の場合、「（別添）多面的機能交付金に係る実施状況報告書」を省略できる。

(様式第1－8号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

○年○月○日

市町村 長 殿

組織名称

代表者氏名

○年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5の7及び別紙2の第5の10に基づき、多面的機能支払交付金の実施状況について、別添のとおり報告します。

（新設）

(別添)

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

組織名称	〇〇活動組織
------	--------

<〇年度 収支実績 〇年〇月〇日現在>

収入の部	項 目	金額	備 考
	前年度からの持越金 (農地維持・資源向上(共同))		
	前年度からの持越金 (資源向上(長寿命化))		
	3. 農地維持・資源向上(共同) 交付金		
	4. 資源向上(長寿命化) 交付金		
	5. 利子等		
	合 計		

支出の部	項 目	金額	備 考
	1. 支出総額 (農地維持・資源向上(共同))		
	日当		
	(削る。)		
	外注費		
	その他		
	2. 支出総額(資源向上(長寿命化))		
	日当		
	(削る。)		
	外注費		
	その他		
	3. 返還		
	4. 次年度への持越金 (農地維持・資源向上(共同))		持越金の使用予定(使用時期、使用内容)を記入(別紙「持越金の使用予定表」を作成する場合は、「別紙のとおり」と記入)
	5. 次年度への持越金 (資源向上(長寿命化))		持越金の使用予定(使用時期、使用内容)を記入(別紙「持越金の使用予定表」を作成する場合は、「別紙のとおり」と記入)
	合 計		

(別添)

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

組織名称	
------	--

<〇年度 収支実績 〇年〇月〇日現在>

収入の部	項 目	金額	備 考
	前年度からの持越金 (農地維持・資源向上(共同))		
	前年度からの持越金 (資源向上(長寿命化))		
	3. 農地維持・資源向上(共同) 交付金		
	4. 資源向上(長寿命化) 交付金		
	5. 利子等		
	合 計		

支出の部	項 目	金額	備 考
	1. 支出総額 (農地維持・資源向上(共同))		
	日当		
	購入・リース費		
	外注費		
	その他		
	2. 支出総額(資源向上(長寿命化))		
	日当		
	購入・リース費		
	外注費		
	その他		
	3. 返還		
	4. 次年度への持越金 (農地維持・資源向上(共同))		(持越金の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入)
	5. 次年度への持越金 (資源向上(長寿命化))		(持越金の使用予定(使用時期、使用内容)等を記入)
	合 計		

1. 総会又は運営委員会の実施時期

実施状況について、以下のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日	〇年〇月〇日
-----	--------

2. 組織の広域化・体制強化の状況

下記にあてはまる場合は〇を記入してください。

広域活動組織	特定非営利活動法人	活動支援班の設立

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄：活動計画書において計画した活動に「〇」、計画外の活動項目に「－」を記入する。

「実施」欄：活動要件を満たした活動項目に「〇」、要件を満たさなかった場合や実施しなかった場合に「×」、対象外の活動項目には「－」を記入する。

「備考」欄：「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たさなかった理由や実施しなかった理由を記入する。

(1) 農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考	
地域資源の基礎的な保全活動	点検・計画策定	1 点検				
		2 年度活動計画の策定				
	研修	3 事務・組織運営等に関する研修			実施（予定）年度：〇年	
		機械の安全使用に関する研修			実施（予定）年度：〇年	
	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理			遊休農地解消面積	a
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り				
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理				
	水路	7 水路の草刈り				
		8 水路の泥上げ				
		9 水路附帯施設の保守管理				
	農道	10 農道の草刈り				
		11 農道側溝の泥上げ				
		12 路面の維持				
	ため池	13 ため池の草刈り				
		14 ため池の泥上げ				
		15 ため池附帯施設の保守管理				
	共通	16 異常気象時の対応				

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
官地域の資源の適切な推進活動全般	17 農業者の検討会の開催			
	18 農業者に対する意向調査、現地調査			
	19 不在村地主との連絡体制の整備等			
	20 集落外住民や地域住民との意見交換等			
	21 地域住民等に対する意向調査等			
	22 有識者等による研修会、検討会の開催			
	23 その他			

1. 総会又は運営委員会の実施時期

下記のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日	〇年〇月〇日
-----	--------

2. 組織の広域化・体制強化の状況

下記にあてはまる場合は〇を記入してください。

広域活動組織	特定非営利活動法人	(新設)

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄：活動計画書において計画した活動に「〇」、計画外の活動項目に「－」を記入する。

「実施」欄：活動要件を満たした活動項目に「〇」、要件を満たさなかった場合や実施しなかった場合に「×」を記入する。対象外の活動項目には「－」を記入する。

「備考」欄：「実施」欄に「〇」を記入した場合は具体的な活動内容や研修実施日等を記入する。「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たさなかった理由や実施しなかった理由を記入する。

(1) 農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考	
地域資源の基礎的な保全活動	点検・計画策定	1 点検				
		2 年度活動計画の策定			実施日	
	研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修			実施日	
	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理			遊休農地解消面積	a
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り				
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理				
	水路	7 水路の草刈り				
		8 水路の泥上げ				
		9 水路附帯施設の保守管理				
	農道	10 農道の草刈り				
		11 農道側溝の泥上げ				
		12 路面の維持				
	ため池	13 ため池の草刈り				
		14 ため池の泥上げ				
		15 ため池附帯施設の保守管理				
	共通	16 異常気象時の対応				

活動区分	活動項目	計画	実施	実施日	備考
地域の資源の適切な推進活動全般	17 農業者の検討会の開催				
	18 農業者に対する意向調査、現地調査				
	19 不在村地主との連絡体制の整備等				
	20 集落外住民や地域住民との意見交換等				
	21 地域住民等に対する意向調査等				
	22 有識者等による研修会、検討会の開催				
	23 その他				

(2) 資源向上支払（共同）

資源向上支払交付金（共同）の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考
施設の 軽微な 補修	機能 診断・ 計画 策定	24 農用地の機能診断			
		25 水路の機能診断			
		26 農道の機能診断			
		27 ため池の機能診断			
		28 年度活動計画の策定			
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修			実施（予定）年度：〇年
	実践 活動	30 農用地の軽微な補修等			
		31 水路の軽微な補修等			
		32 農道の軽微な補修等			
		33 ため池の軽微な補修等			
農村環境 保全活動	計画 策定	34 生物多様性保全計画の策定			
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定			
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定			
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定			
		38 資源循環計画の策定			
	実践 活動				
	「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。				
啓発・普及	51	啓発・普及活動			

(2) 資源向上支払（共同）

資源向上支払交付金（共同）の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考
施設の 軽微な 補修	機能 診断・ 計画 策定	24 農用地の機能診断			
		25 水路の機能診断			
		26 農道の機能診断			
		27 ため池の機能診断			
		28 年度活動計画の策定			実施日
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修			実施日
	実践 活動	30 農用地の軽微な補修等			
		31 水路の軽微な補修等			
		32 農道の軽微な補修等			
		33 ため池の軽微な補修等			
農村環境 保全活動	計画 策定	34 生物多様性保全計画の策定			
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定			
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定			
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定			
		38 資源循環計画の策定			
	実践 活動				
	「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。				
啓発・普及	51	啓発・普及活動			

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
多 面 的 機 能 の 増 進 を 図 る 活 動	52 遊休農地の有効活用			
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化			
	54 地域住民による直営施工			
	55 防災・減災力の強化			
	56 農村環境保全活動の幅広い展開			
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用			
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
	58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施			
	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化			
	59 都道府県、市町村が特に認める活動			
	60 広報活動・農村関係人口の拡大			

【58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化に取り組む場合（該当取組のみ記載）】

環境負荷低減活動	取組面積
長期中干し	a
冬期湛水	a
夏期湛水	a
中干し延期	a
江の設置（作満実施）	a
江の設置（作満未実施）	a

【加算措置に取り組む場合】

加算措置	計画	実施	備考（参加人数及び内容等を記入）	
農村協働力の深化に向けた活動への支援			実施	
加算措置	計画	実施	実施面積（右記の内数）	全対象水田面積
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援			a	a
加算措置	別紙 1 及び別紙 2 に記入してください。			
環境負荷低減の取組への支援				

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
多 面 的 機 能 の 増 進 を 図 る 活 動	52 遊休農地の有効活用			
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化			
	54 地域住民による直営施工			
	55 防災・減災力の強化			
	56 農村環境保全活動の幅広い展開			
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用			
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
	（新設）			
	（新設）			
	59 都道府県、市町村が特に認める活動			
	60 広報活動・農村関係人口の拡大			

（新設）

【加算措置に取り組む場合】

加算措置	計画	実施	備考（参加人数及び内容等を記入）	
農村協働力の深化に向けた活動への支援			実施	
加算措置	計画	実施	実施面積（右記の内数）	全対象水田面積
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援			a	

（新設）

※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

「水路」「農道」でゲート等を施工するなど「箇所」単位とすることが一般的なものであっても、

[illegible]

農地中間管理機構の借り受け

上記を適用して取り組んだ活動内容

消費税に係る課税事業者の該当の有無

- ・今年度、新たに構成員が加わった。

- ・今年度、都道府県等が行うマッチン

(仕組みを活用して人材を確保できた)

(仕組みを活用したが)材の確保はできず

(仕組みを活用したか人材の確保はできなかった)

・今年度、新たに集落内外の人材・団体等（※）と連携して活動した。

※学校、企業、農業に関心のある非農業者等

・今年度、新たに土地改良区、JA等に事務を委託した。

(新設)

計画					実績					
施設区分	活動項目	内容	延べ数量 (km、箇所)	(新設)	完成数量 (km、箇所)				調査・ 設計等 のみ	
					前年度まで	本年度	(新設)	合計		

「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。

農地中間管理機構の借り受け

(新設)

消費税に係る課税事業者の該当の有無

(新設)

(新設)

(別紙1) 環境負荷低減の取組への支援

1 実施時期

取組項目				化学肥料及び化学合成農薬を 5割以上低減する活動			
内容	実施時期			作物名	栽培時期		
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月

※ 2月以降に活動が終了する場合は見込みのみを記載してください。

※ 必要に応じて欄を追加してください。

2 a 活動の計画（要件確認のため活動計画から転記）

取組項目	1年目 計画面積 (転記除く)	2年目 計画面積 (転記除く)	3年目 計画面積 (転記除く)	4年目 計画面積 (転記除く)	5年目 計画面積 (転記除く)	交付単価	1年目 交付上限額	2年目 交付上限額	3年目 交付上限額	4年目 交付上限額	5年目 交付上限額	備考
長期中干し	a	a	a	a	a	800 円/10a	円	円	円	円	円	
冬期湛水	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000 円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作済実施)	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作済未実施)	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
合計	a	a	a	a	a		円	円	円	円	円	

b 実施面積（報告年度のみ記載すること）

「備考」欄：報告年度の実施面積が計画面積を下回った場合又は「1年目 計画面積」を下回った場合は、その理由を記入する。

取組項目	1年目 実施面積 (転記除く)	2年目 実施面積 (転記除く)	3年目 実施面積 (転記除く)	4年目 実施面積 (転記除く)	5年目 実施面積 (転記除く)	交付単価	1年目 交付額	2年目 交付額	3年目 交付額	4年目 交付額	5年目 交付額	備考
長期中干し	a	a	a	a	a	800 円/10a	円	円	円	円	円	
冬期湛水	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000 円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作済実施)	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作済未実施)	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
合計	a	a	a	a	a		円	円	円	円	円	

※ 実施面積は、対象活動別（同一の対象活動であっても、単価別）に、a未満を切り捨てた値を記載してください。

※ 同一単価に対しては、複数の取組を行った場合に加算されるのは1つのみです。

※ 構成員別実施面積（別紙3）を添付してください。

3 添付書類

- ・生産記録
- ・その他都道府県又は市町村が求める書類

(別紙2) 環境負荷低減の取組への支援

組織名:

年度 環境負荷低減の取組の構成員別実施面積

氏名	対象取組 (内容)	化学肥料及び化学合成農薬を 5割以上低減する活動(作物 名)	実施面積 (a)	備考
集計	長期中干し		0a	
	冬期湛水		0a	
	夏期湛水		0a	
	中干し延期		0a	
	江の設置等(作溝実施)		0a	
	江の設置等(作溝未実施)		0a	
	合計		0a	

※ 2月以降に活動が終了する場合は見込みを記載してください。

※ 必要に応じて欄を追加してください。

(新設)

別紙 3

持越金の使用予定表
農地維持・資源向上（共同）

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額	算定根拠
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
計		円	

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	

別紙

持越金の使用予定表
農地維持・資源向上（共同）

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額	算定根拠
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
計		円	

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	

別紙 3

持越金の使用予定表
資源向上（長寿命化）

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額	算定根拠
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
計		円	

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	

別紙

持越金の使用予定表
資源向上（長寿命化）

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額	算定根拠
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
計		円	

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	

(様式第1-9号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

〇〇〇〇市町村長 殿

	報告年月日	年 月 日
名 称		
代表者名		

〇〇 年度
多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書
の提出(報告)について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の7及び別紙2の第5の10及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)第13の1の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

1 〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

(環境負荷低減への支援を受ける場合)
☐ 実施経過報告の時点で全て実施済みで報告しているため、環境負荷低減の取組への支援に係る報告を省略します。
☐ 実施経過報告書を見込みで報告しましたが、内容に変更がないため別紙を省略し生産記録等のみを提出します。
☐ 実施経過報告書から変更があったので別紙のとおり報告します。
(注1) 該当する項目の口に■を入れる。
(注2) 実施状況報告書から変更があった場合は変更があった箇所のみを報告することも可。
(注3) 特定事業実施者の場合、「(別添)多面的機能交付金に係る実施状況報告書」を省略できる。

2 〇〇年度 環境保全型農業支払交付金に係る営農活動実績報告書

環境保全型農業直接支払交付金の営農活動実績について以下のとおり報告します。
☐ 実施状況報告書を見込みで報告しましたが、内容に変更がないため共通様式第3号(別紙)を省略し生産記録等のみを提出します。
☐ 実施状況報告書から変更があったので共通様式第3号(別紙)のとおり報告します。
(注1) 該当する項目の口に■を入れる。
(注2) 関係書類として共通様式第3号(別紙)の営農活動計画書に準じた営農活動実績報告書を作成すること。

(様式第1-9号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

〇〇〇〇市町村長 殿

	報告年月日	年 月 日
名 称		
代表者名		

〇〇 年度
多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書
の提出(報告)について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)第13の1の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

1 〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

(新設)

2 〇〇年度 環境保全型農業支払交付金に係る営農活動実績報告書

環境保全型農業直接支払交付金の営農活動実績について以下のとおり報告します。
☐ 実施状況報告書を見込みで報告しましたが、内容に変更がないため別紙を省略し生産記録等のみを提出します。
☐ 実施状況報告書から変更があったので別紙のとおり報告します。
(注1) 該当する項目の口に■を入れる。
(注2) 実施状況報告書から変更があった場合は変更があった箇所のみを報告することも可。

(新設)

(様式第1-11号)

農林水産省様式

申請時記入日： 年 月
報告時記入日： 年 月

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック） チェックシート

組織名： ○○活動組織

	(1) 適正な施肥	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
①	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	☐	☐	☐
②	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐	☐	☐

	(2) 適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
③	多面支払(※2)の活動で農業を使った除草や害虫駆除等を行う場合やみどり加算の交付を受ける場合 農業の適正な使用・保管	☐	☐	☐
④	「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 農業の使用状況等の記録・保存	☐	☐	☐

	(3) エネルギーの節減	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑤	活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐	☐	☐
⑥	活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	☐	☐	☐

	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑦	全ての活動組織及び広域活動組織（特定事業実施者を除く） 除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	特定事業実施者のみ ☐	☐	☐

	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑧	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐	☐	☐

	(6) 生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑨	多面支払(※2)の活動で農業を使った除草や害虫駆除等を行う場合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める	☐	☐	☐
⑩	生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	☐	☐	☐

	(7) 環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑪	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	☐	☐	☐
⑫	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守	☐	☐	☐
⑬	活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	☐	☐	☐
⑭	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい知識に基づく作業安全に努める	☐	☐	☐

注1 申請時は該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時（活動期間の最終年度）は実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。

注2 記載内容に該当しない場合は「（該当しない □）」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

※1 多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2の（1）のウのd及び第4の1の（3）の活動をいう。

※2 便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。

(様式第 1－12号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

令和〇年〇月〇日

長 殿

年度 多面的機能支払交付金に係る実施経過報告書（環境負荷低減の取組への支援）

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の8に基づき、多面的機能支払交付金の実施経過（環境負荷低減の取組への支援）について、別添のとおり報告します。

☐ 報告内容は全て実施済みです。

☐ 報告内容は見込みのものも含まれます。

(注) 該当する項目の□に■を入れること。

(新設)

(新設)

(別紙1) 環境負荷低減の取組への支援

1 実施時期

取組項目				化学肥料及び化学合成農薬を 5割以上低減する活動			
内容	実施時期			作物名	栽培時期		
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月
	月	日	月		月	日	月

※ 2月以降に活動が終了する場合は見込みのみを記載してください。

※ 必要に応じて欄を追加してください。

2 a 活動の計画（要件確認のため活動計画から転記）

取組項目	1年目 計画面積 (町割除く)	2年目 計画面積 (町割除く)	3年目 計画面積 (町割除く)	4年目 計画面積 (町割除く)	5年目 計画面積 (町割除く)	交付単価	1年目 交付上限額	2年目 交付上限額	3年目 交付上限額	4年目 交付上限額	5年目 交付上限額	備考
長期中干し	a	a	a	a	a	800 円/10a	円	円	円	円	円	
冬期湛水	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000 円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝実施)	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝未実施)	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
合計	a	a	a	a	a		円	円	円	円	円	

b 実施面積（報告年度のみ記載すること）

「備考」欄：報告年度の実施面積が計画面積を下回った場合は「1年目 計画面積」を下回った場合は、その理由を記入する。

取組項目	1年目 実施面積 (町割除く)	2年目 実施面積 (町割除く)	3年目 実施面積 (町割除く)	4年目 実施面積 (町割除く)	5年目 実施面積 (町割除く)	交付単価	1年目 交付額	2年目 交付額	3年目 交付額	4年目 交付額	5年目 交付額	備考
長期中干し	a	a	a	a	a	800 円/10a	円	円	円	円	円	
冬期湛水	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
夏期湛水	a	a	a	a	a	8,000 円/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝実施)	a	a	a	a	a	4,000 円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝未実施)	a	a	a	a	a	3,000 円/10a	円	円	円	円	円	
合計	a	a	a	a	a		円	円	円	円	円	

※ 実施面積は、対象活動別（同一の対象活動であっても、単独毎）に、a未満を切り捨てた値を記載してください。

※ 同一箇地に対しては、複数の取組を行った場合に加算されるのは1つのみです。

※ 構成員別実施面積（別紙3）を添付してください。

3 添付書類

・生産記録

・その他都道府県又は市町村が求める書類

年度 環境負荷低減の取組の構成員別実施面積

氏名	対象取組 (内容)	化学肥料及び化学合成農薬を 5割以上低減する活動(作物 名)	実施面積 (a)	備考
集計	長期中干し		0a	
	冬期湛水		0a	
	夏期湛水		0a	
	中干し延期		0a	
	江の設置等(作溝実施)		0a	
	江の設置等(作溝未実施)		0a	
	合計		0a	

※ 2月以降に活動が終了する場合は見込みを記載してください。
※ 必要に応じて欄を追加してください。

(新設)

(様式第1-13号)
【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式
年 月 日

市町村長 殿

組織名又は氏名

代表者氏名（法人又は組織のみ）

加算措置「環境負荷低減の取組への支援」の履行が困難である旨の理由書

多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農村振興局長通知）の別記1-2第4の7に基づき、下記のとおり提出する。

記

1. 加算措置「環境負荷低減の取組への支援」の履行が困難となったほ場及びその内容（別紙）

別紙

加算措置「環境負荷低減の取組への支援」の履行が困難となったほ場及びその内容

組織名又は氏名

取組実施者名	ほ場所在地	対象活動の履行が 困難となった農地		対象活動の実施状況		自然災害の 具体的な内容
		取組面積 (a)	履行が困難 となった面積 (a)	対象取組 (内容)	化学肥料及び化学 合成農薬を5割以 上低減する取組 (作物名)	

(新設)

(様式第2-1号)
【市町村から都道府県に提出するもの】
【都道府県から国に提出するもの】

農林水産省様式

番 号
年 月 日

〔 〇〇都道府県知事 〕

〔 地方農政局長(北海道にあっては農
村振興局長、沖縄県にあっては内閣
府沖縄総合事務局長) 〕 殿

〔 〇〇市町村長 〕
〔 〇〇都道府県知事 〕

多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金)(資源向上支払交付金)に 係る事業計画書の提出期限の延長届出書

多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知)
の第1の6の(1)(第2の8の(1))に基づき、下記のとおり、〇〇年度における事業計画書の提出期限の延長を
届け出る。

記

1. 事業計画書の提出期限を延長する地域の範囲

2. 延長が必要な理由

〈施行注意〉

- 市町村長は、事業計画書の提出期限を延長する場合には本様式にて都道府県知事へ届け出るものとする。
- 都道府県は、市町村から届け出があった場合には、本様式により各地方農政局管内の都府県にあっては各地方農政局長、北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長へ報告するものとする。
- 資源向上支払交付金の事業計画書の提出期限延長を行う場合には、標題の(農地維持支払交付金)を(資源向上支払交付金)に、「第1の6の(1)」を「第2の8の(1)」に置き換えるものとする。
- 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金のいずれも事業計画書の提出期限延長を行う場合には、標題の(農地維持支払交付金)を(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金)に、「第1の6の(1)」を「第1の6の(1)及び第2の8の(1)」に置き換えるものとする。

(様式第2-1号)
【市町村から都道府県に提出するもの】
【都道府県から国に提出するもの】

農林水産省様式

番 号
年 月 日

〔 〇〇都道府県知事 〕

〔 地方農政局長(北海道にあっては農
村振興局長、沖縄県にあっては内閣
府沖縄総合事務局長) 〕 殿

〔 〇〇市町村長 〕
〔 〇〇都道府県知事 〕

多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金)(資源向上支払交付金)に 係る事業計画書の提出期限の延長届出書

多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知)
の第1の5の(1)(第2の7の(1))に基づき、下記のとおり、〇〇年度における事業計画書の提出期限の延長を
届け出る。

記

1. 事業計画書の提出期限を延長する地域の範囲

2. 延長が必要な理由

〈施行注意〉

- 市町村長は、事業計画書の提出期限を延長する場合には本様式にて都道府県知事へ届け出るものとする。
- 都道府県は、市町村から届け出があった場合には、本様式により各地方農政局管内の都府県にあっては各地方農政局長、北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長へ報告するものとする。
- 資源向上支払交付金の事業計画書の提出期限延長を行う場合には、標題の(農地維持支払交付金)を(資源向上支払交付金)に、「第1の5の(1)」を「第2の7の(1)」に置き換えるものとする。
- 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金のいずれも事業計画書の提出期限延長を行う場合には、標題の(農地維持支払交付金)を(農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金)に、「第1の5の(1)」を「第1の5の(1)及び第2の7の(1)」に置き換えるものとする。

(様式第 2 - 2 号)

【市町村から活動組織に通知するもの】

農林水産省様式

番 号
年 月 日

活動組織の名称

代表者の氏名 殿

市町村長

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について

◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 28 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき認定する。

<施行注意>

- 1 1号事業を実施する場合において、市町村が管理する施設の工事に関する条件がある場合には、その内容を明示した上で認定を行うこと。
- 2 実施要領第 1 の 7 の（3）又は第 2 の 9 の（6）に定める事業計画の変更認定の通知を行う場合には、件名の「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について」を「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定について」とし、本文中の「◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって」を「◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定の申請について」をもって」とし、「第 7 条第 5 項」を「第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 5 項」とする。

(様式第 2 - 2 号)

【市町村から活動組織に通知するもの】

農林水産省様式

番 号
年 月 日

活動組織の名称

代表者の氏名 殿

市町村長

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について

◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 28 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき認定する。

<施行注意>

- 1 1号事業を実施する場合において、市町村が管理する施設の工事に関する条件がある場合には、その内容を明示した上で認定を行うこと。
- 2 実施要領第 1 の 6 の（3）又は第 2 の 6 の（5）に定める事業計画の変更認定の通知を行う場合には、件名の「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について」を「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定について」とし、本文中の「◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって」を「◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定の申請について」をもって」とし、「第 7 条第 5 項」を「第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 5 項」とする。

(別紙)
実施状況確認表

○年度

都道府県名	市町村名	対象組織名	広域化・ 体制強化	構成員（農業者）			構成員（農業者以外）										活動に参加した最 大人数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
				広域活動組織	特定 非営利活動法人	活動支援班の設置	個人	団体		個人	団体							合計 団体数	農業者 以外	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
								農事組合法人（団体数）	営農組合（団体数）		その他の農業者団体（団体数）	自治会（団体数）	女性会（団体数）	子供会（団体数）	土地改良区（団体数）	JA（団体数）	学校・PTA（団体数）				NPO（団体数）	その他の農業者以外団体（団体数）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

活動期間						認定農用地面積(a)						保全管理する施設			
農地維持支払		資源向上支払 (共同)		資源向上支払 (長寿命化)		田(a)	畑(a)	草地(a)	計(a)	うち 解消する 遊休農地面積(a)	うち 中山間との 重複面積(a)	水路(km)	うち、 排水路(km)	農道(km)	ため池(箇所)
活動開始年度	活動終了年度	活動開始年度	活動終了年度	活動開始年度	活動終了年度										

(別紙)
実施状況確認表

○年度

都道府県名	市町村名	対象組織名	広域化・ 体制強化	構成員（農業者）				構成員（農業者以外）										活動に参加した最 大人数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				広域活動組織	特定非営利活動法人	（新設）	個人	団体			個人	団体																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
								合計団体数	その他の農業者団体（団体数）	営農組合（団体数）		農事組合法人（団体数）	自治会（団体数）	女性会（団体数）	子供会（団体数）	土地改良区（団体数）	JA（団体数）	学校・PTA（団体数）	NPO（団体数）	その他の農業者以外団体（団体数）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

活動期間						認定農用地面積(a)						保全管理する施設			
農地維持支払		資源向上支払 (共同)		資源向上支払 (長寿命化)		田(a)	畑(a)	草地(a)	計(a)	うち 遊休農地面積(a)	うち 中山間との 重複面積(a)	水路(km)	(新設)	農道(km)	ため池(箇所)
活動開始年度	活動終了年度	活動開始年度	活動終了年度	活動開始年度	活動終了年度										

長寿命化を行う施設				対象農用地面積(a)									
				農地維持支払					資源向上支払(共同)				
水路(km)	うち、排水路(km)	農道(km)	ため池(箇所)	田(a)	畑(a)	草地(a)	計(a)	うち農振農用地区域外面積(a)	田(a)	畑(a)	草地(a)	計(a)	うち農振農用地区域外面積(a)

長寿命化を行う施設				対象農用地面積(a)									
				農地維持支払					資源向上支払(共同)				
水路(km)	(新設)	農道(km)	ため池(箇所)	田(a)	畑(a)	草地(a)	計(a)	うち農振農用地区域外面積(a)	田(a)	畑(a)	草地(a)	計(a)	うち農振農用地区域外面積(a)

多面的機能の増進を図る活動												
実施面積												
遊休農地の有効活用	鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	地域住民による直営施工	防災・減災力の強化	農村環境保全活動の幅広い展開	やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	農村コミュニティの強化	農村文化の伝承を通じた活動支援班の設置及び活動の実施	水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	長期中干し(a)	冬期湛水(a)	夏期湛水(a)	中干し延期(a)

多面的機能の増進を図る活動												
(新設)												
遊休農地の有効活用	鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	地域住民による直営施工	防災・減災力の強化	農村環境保全活動の幅広い展開	やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	農村コミュニティの強化	農村文化の伝承を通じた活動支援班の設置及び活動の実施	水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

資源向上支払(長寿命化)								体制強化							
水路				農道		ため池		農地中間管理機構の借り受け農地の有無	基大な自然災害による特例措置の適用の有無	新たに構成員が追加	マッチングを活用して人材を確保	新たに集落内外の人材・団体等と連携して活動	新たに土地改良区、J A等に事務を委託		
水路の補修 (k m)				農道の補修 (k m)		ため池の補修 (箇所)		ため池 (附帯施設) の更新等 (箇所)							
うち、排水路の補修 (k m)				農道の更新等 (k m)		ため池の更新等 (箇所)									
水路の更新等 (k m)				農道の補修 (k m)		ため池の更新等 (箇所)									
うち、排水路の更新等 (k m)				農道の更新等 (k m)		ため池の更新等 (箇所)									

資源向上支払(長寿命化)								農地中間管理機構の借り受け農地の有無	(新設)				
水路		農道		ため池		(新設)	(新設)		(新設)	(新設)	(新設)		
水路の補修 (k m)	(新設)	水路の更新等 (k m)	(新設)	農道の補修 (k m)	農道の更新等 (k m)							ため池の補修 (箇所)	ため池 (附帯施設) の更新等 (箇所)

多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	対象農用地面積				農村協働力の深化に向けた活動への支援 (R6 廃止)	対象農用地面積				水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援	対象農用地面積	
	田 (a)	畑 (a)	草地 (a)	計 (a)		田 (a)	畑 (a)	草地 (a)	計 (a)		田 (a)	うち、 実施面積
												田 (a)

環境負荷低減の取組への支援	実施面積					組織の広域化・体制強化に対する支援（R6 廃止）	組織の体制強化に対する支援（R7 拡充）	組織の広域化・体制強化に対する支援（R6 廃止）	
	長期中干し（a）	冬期湛水（a）	夏期湛水（a）	中干し延期（a）	設置等				江の
					作満実施（a）				作満未実施（a）

多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	対象農用地面積				農村協働力の深化に向けた活動への支援	対象農用地面積				水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援	対象農用地面積	
	田（a）	畑（a）	草地（a）	計（a）		田（a）	畑（a）	草地（a）	計（a）		田（a）	うち、 実施面積
												田（a）

(新設)	(新設)						(新設)	組織の広域化・体制強化に対する支援
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)			
					(新設)	(新設)		

【都道府県から国に提出するもの】

農林水産省様式

番 号
年 月 日

地方農政局長(北海道にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

〇〇都道府県知事

〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書
(実績報告書)の提出について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第2の1(別紙1の第8の1の(2)及び別紙2の第8の1の(2))の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

22

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| 1. ○○年度多面的機能支払交付金 | 事業実施計画書(実績報告書)(別紙1) |
| 2. ○○年度多面的機能支払交付金 | 市町村への交付金交付計画書(実績報告書)(別紙2) |
| 3. ○○年度多面的機能支払交付金 | 返還等実施計画表及び返還等実績報告表(別紙3) |
| 4. ○○年度多面的機能支払交付金 | 相殺交付等実施計画表及び相殺交付等実績報告表(別紙4) |
| 5. ○○年度多面的機能支払交付金 | 特例措置適用実績報告表(別紙5) |

〈施行注意〉

1. 実績報告の際は、「実施計画書」を「実績報告書」、「別紙3の第2の1」を「別紙1の第8の1」の(2)及び別紙2の第8の1の(2)、「提出」を「報告」に置き換え、「市町村への交付金交付計画書」を「市町村への交付金交付実績報告書」とし、「実績報告書(別紙1)」及び「市町村への交付金交付実績報告書(別紙2)」を添付するものとする。
2. 事業実施計画書の変更に伴う提出の場合は、「事業実施計画書」を「事業実施計画書(変更)」、「別紙3の第2の1」を「別紙3の第2の2」、「市町村への交付金交付計画書」を「市町村への交付金交付計画書(変更)」に置き換え、「事業実施計画書(変更)(別紙1)」及び「市町村への交付金交付計画書(変更)(別紙2)」を添えて提出するものとする。
3. 実施要領第2の22の(2)のケに該当する都道府県は、事業実施計画書に(別紙3)を添えて提出するものとする。
4. 実施要領第2の22の(2)のクに該当する都道府県は、事業実施計画書に(別紙4)を添えて提出するものとする。
5. 実施要領第1の2の(6)、第2の2の(6)又は2の(9)に該当する市町村が存在する都道府県は、実績報告書に(別紙5)を添えて提出するものとする。
6. 多面的機能支払交付金交付要綱に基づき本様式を添付提出する場合は、重複提出とならないよう、本様式のみを提出を省略することも可能とする。

(様式第2-8号)

【都道府県から国に提出するもの】

農林水産省様式

番 号
年 月 日

地方農政局長(北海道にあつては農林
水産省農村振興局長、沖縄県にあつて
は内閣府沖縄総合事務局長) 殿

〇〇都道府県知事

〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書
(実績報告書)の提出について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第2の1(別紙1の第8の1の(2)及び別紙2の第8の1の(2))の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

22

1. ○○年度多面的機能支払交付金 事業実施計画書(実績報告書)(別紙1)
 2. ○○年度多面的機能支払交付金 市町村への交付金交付計画書(実績報告書)(別紙2)
 3. ○○年度多面的機能支払交付金 返還等実施計画表及び返還等実績報告表(別紙3)
- (新設)
- (新設)

〈施行注意〉

1. 実績報告の際は、「実施計画書」を「実績報告書」、「別紙3の第2の1」を「別紙1の第8の1」の(2)及び別紙2の第8の1の(2)、「提出」を「報告」に置き換え、「市町村への交付金交付計画書」を「市町村への交付金交付実績報告書」とし、「実績報告書(別紙1)」及び「市町村への交付金交付実績報告書(別紙2)」を添付するものとする。
 2. 事業実施計画書の変更に伴う提出の場合は、「事業実施計画書」を「事業実施計画書(変更)」、「別紙3の第2の1」を「別紙3の第2の2」、「市町村への交付金交付計画書」を「市町村への交付金交付計画書(変更)」に置き換え、「事業実施計画書(変更)(別紙1)」及び「市町村への交付金交付計画書(変更)(別紙2)」を添えて提出するものとする。
 3. 実施要領第2の19の(2)のロに該当する都道府県は、事業実施計画書に(別紙3)を添えて提出するものとする。
- (新設)
- (新設)
4. 多面的機能支払交付金交付要綱に基づき本様式を添付提出する場合は、重複提出とならないよう、本様式のみを提出を省略することも可能とする。

(別紙1)

〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)

1. 事業の目的
2. 事業計画(実績)及びその内容

(1) 農地維持支払交付金

ア. 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
基本単価	(円/1ha)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
基本単価	(円/1ha)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
基本単価	(円/1ha)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注1) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2) 相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):〇〇円】、【相殺額(国費):〇〇円】)

(削る。)

(別紙1)

〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)

1. 事業の目的
2. 事業計画(実績)及びその内容

(1) 農地維持支払交付金

ア. 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
基本単価	(円/1ha)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
基本単価	(円/1ha)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
基本単価	(円/1ha)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注1) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(新設)

イ. 加算単価 (加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/1ha)	a	円	円	
加算上限を適用する		a			
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/1ha)	a	円	円	
加算上限を適用する		a			
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/1ha)	a	円	円	
加算上限を適用する		a			
1集落あたり加算上限を適用する集落④	(円/集落)	集落	円	円	
1組織あたり加算上限を適用する組織⑤	(円/組織)	組織	円	円	
面積計 ①+②+③ 交付額計 ①+②+③+④+⑤		a	円	円	

(注1) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2) 1集落あたり加算上限と1組織あたり加算上限が重複する場合は、1組織あたり加算上限を適用する組織欄に記載すること

加算措置の 対象組織数
組織

(2)資源向上支払交付金

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

(ア) 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費)】:○○円【相殺額(国費)】:○○円)

(イ) 加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

a. 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費)】:○○円【相殺額(国費)】:○○円)

加算措置の 対象組織数
組織

(2)資源向上支払交付金

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

(ア) 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
基本単価	(円/10a)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/10a)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(新設)

(イ) 加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

a. 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(新設)

加算措置の 対象組織数
組織

b.農村協働力の深化に向けた活動への支援 (R5廃止)

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/1ha)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/1ha)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/1ha)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注1) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2) 相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):○○円】、【相殺額(国費):○○円】)

加算措置の 対象組織数
組織

c.水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田		a	円	円	
加算単価	(円/1ha)	a	円	円	
計		a	円	円	

(注1) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2) 相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):○○円】、【相殺額(国費):○○円】)

加算措置の 対象組織数
組織

d.環境負荷低減の取組への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
長期中干し	800 (円/1ha)	a	円	円	
冬期湛水	4,000 (円/1ha)	a	円	円	
夏期湛水	8,000 (円/1ha)	a	円	円	
中干し延期	3,000 (円/1ha)	a	円	円	
江の設置等	作溝実施 4,000 (円/1ha)	a	円	円	
	作溝未実施 3,000 (円/1ha)	a	円	円	

加算措置の 対象組織数 (特定事業実施者含む)
組織

b.農村協働力の深化に向けた活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/1ha)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/1ha)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/1ha)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(新設)

加算措置の 対象組織数
組織

c.水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田		a	円	円	
加算単価	(円/1ha)	a	円	円	
計		a	円	円	

(注) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(新設)

加算措置の 対象組織数
組織

(新設)

イ. 施設の長寿命化のための活動

区分	交付単価	対象農用地面積	交付上限額(事業費)	交付上限額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
畑 ②		a	円	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
草地 ③		a	円	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
保安全管理する区域内に 存在する集落数 ④	(円/集落)	集落	円	円	
計 ①+②+③+④		a	円	円	
交付額			交付額(事業費) 円	交付額(国費) 円	

(注1) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること
(注2) 1集落200万円の対象農用地面積には、1集落200万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること
(注3) 相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):○○円】、【相殺額(国費):○○円】)

ウ. 組織の体制強化に対する支援(R7拡充)

区分	交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
	400,000 (円/組織)	組織	円	円	

エ. 組織の広域化・体制強化(R6廃止)

区分	交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
3集落以上または 50ha以上200ha未満	40,000 (円/組織)	組織	円	円	
200ha以上1,000ha未満または 特定非営利活動法人	80,000 (円/組織)	組織	円	円	
1,000ha以上	160,000 (円/組織)	組織	円	円	

(注) 北海道にあっては、3集落以上または1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/組織、3,000ha以上15,000ha未満のとき80,000円/組織、15,000ha以上のとき160,000円/組織に置き換えること。

イ. 施設の長寿命化のための活動

区分	交付単価	対象農用地面積	交付上限額(事業費)	交付上限額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
畑 ②		a	円	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
草地 ③		a	円	円	
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
保安全管理する区域内に 存在する集落数 ④	(円/集落)	集落	円	円	
計 ①+②+③+④		a	円	円	
交付額			交付額(事業費) 円	交付額(国費) 円	

(注1) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること
(注2) 1集落200万円の対象農用地面積には、1集落200万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること
(新設)

(新設)

ウ. 組織の広域化・体制強化

区分	交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
3集落以上または 50ha以上200ha未満	40,000 (円/組織)	組織	円	円	
200ha以上1,000ha未満または 特定非営利活動法人	80,000 (円/組織)	組織	円	円	
1,000ha以上	160,000 (円/組織)	組織	円	円	

(注) 北海道にあっては、3集落以上または1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/組織、3,000ha以上15,000ha未満のとき80,000円/組織、15,000ha以上のとき160,000円/組織に置き換えること。

(新設)

【別紙4】
1. 相殺交付等実施計画表【資源向上支払(長寿命化)】

都道府県名	市町村名	対象組織名	農地維持支払の 面積減少の有無	資源向上支払 (共同)の面積減 少の有無	資源向上支払 (長寿命化)にお ける返還等の該 当の有無	資源向上支払(長寿命化)の返還相当(予定)総額													
							地目	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
								交付上限額合計(円)		交付額 (円)	返還相当 額(円) 【注2】	交付上限額合計(円)		交付額 (円)	返還相当 額(円) 【注2】	交付上限額合計(円)		交付額 (円)	返還相当 額(円) 【注2】
								面積(a) 【注1】	交付単価 (円/10a)			面積(a) 【注1】	交付単価 (円/10a)			面積(a) 【注1】	交付単価 (円/10a)		
						(事業費)	田												
							畑												
							草地												
							小計												
						《国 費》	田												
							畑												
							草地												
							小計												
						(事業費)	田												
							畑												
							草地												
							小計												
						《国 費》	田												
							畑												
							草地												
							小計												
						(事業費)	田												
							畑												
							草地												
							小計												
						《国 費》	田												
							畑												
							草地												
							小計												
						(事業費)	田												
							畑												
							草地												
							小計												
						《国 費》	田												
							畑												
							草地												
							小計												
合計						(事業費)	田												
						(事業費)	畑												
						(事業費)	草地												
						(事業費)	小計												
						《国 費》	田												
						《国 費》	畑												
						《国 費》	草地												
						《国 費》	小計												

【注1】「面積」の欄には相殺交付を行う年度の面積減少後の対象農用地面積を記載するとともに、「交付上限額」の欄には相殺交付を行う年度の交付上限額を記載すること。
【注2】「返還相当額」の欄には、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を下回る場合に差額を記載することし、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を上回る場合は、該当なしと記載すること。
【注3】返還等方法の欄には、資源向上支払(長寿命化)における返還等に該当がある場合に、返還又は相殺交付のどちらかを記載すること。なお、返還を記載した場合は、相殺交付額の欄の記載は不要とするが、備考の欄に返還予定年度を記載すること。

2. 相殺交付等実績報告表【資源向上支払(長寿命化)】

都道府県名	市町村名	対象組織名	農地維持支払 の面積減少の有無	資源向上支払 (共同)の面積 減少の有無	資源向上支払 (長寿命化)に おける返還等 の該当の有無	資源向上支払(長寿命化)の返還相当総額																				
						地目	令和4年度				交付額 (円)	返還相当 額(円) (注2)	令和5年度				交付額 (円)	返還相当 額(円) (注2)	令和6年度				交付額 (円)	返還相当 額(円) (注2)		
							交付上限額合計(円)			交付額 (円)			交付上限額合計(円)			交付額 (円)			返還相当 額(円) (注2)	交付上限額合計(円)					交付額 (円)	返還相当 額(円) (注2)
							面積(a) (注1)	交付単価 (円/10a)	交付上限 額(円)				面積(a) (注1)	交付単価 (円/10a)	交付上限 額(円)					面積(a) (注1)	交付単価 (円/10a)	交付上限 額(円)				
						(事業費)	田																			
							畑																			
							草地																			
							小計																			
						《国 費》	田																			
							畑																			
							草地																			
							小計																			
						(事業費)	田																			
							畑																			
							草地																			
							小計																			
						《国 費》	田																			
							畑																			
							草地																			
							小計																			
						(事業費)	田																			
							畑																			
							草地																			
							小計																			
						《国 費》	田																			
							畑																			
							草地																			
							小計																			
						(事業費)	田																			
							畑																			
							草地																			
							小計																			
						《国 費》	田																			
							畑																			
							草地																			
							小計																			
合計						(事業費)																				
						《国 費》																				

(注1)「面積」の欄には相殺交付を行う年度の面積減少後の対象農用地面積を記載するとともに、「交付上限額」の欄には相殺交付を行う年度の交付上限額を記載すること。
(注2)「返還相当額」の欄には、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を下回る場合に差額を記載することし、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を上回る場合は、該当なしと記載すること。
(注3)返還等方法の欄には、資源向上支払(長寿命化)における返還等に該当がある場合に、返還又は相殺交付のどちらかを記載すること。なお、返還を記載した場合は、相殺交付額の欄の記載は不要とするが、備考の欄に返還年度を記載すること。

(別紙5)
特例措置適用実績報告表
○年度

都道府県名	市町村名	対象組織名	甚大な自然災害の名称	活動が必要な理由	特例措置を適用して取り組んだ活動内容

(注1) 甚大な自然災害の名称欄には、該当する甚大な自然災害の略称・総称等を記載すること。
(注2) 活動が必要な理由欄には、「早期の営農再開に向け、応急措置及び補修・更新等に取り組む必要があるため」等の理由を記載すること。
(注3) 特例措置を適用して取り組んだ活動内容欄には、施設名(〇〇水路等)及び具体的内容(L=〇〇mの復旧等)を記載すること。

(新設)

(様式第2-9号)

【市町村から都道府県に提出するもの】

農林水産省様式

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書

(実績報告書)の提出について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第2の3(別紙1の第8の1の(1)及び別紙2の第8の1の(1))の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

1. 〇〇年度多面的機能支払交付金 事業実施計画書(実績報告書)(別紙1)
2. 〇〇年度多面的機能支払交付金 返還等実施計画表及び返還等実績報告表(別紙2)
3. 〇〇年度多面的機能支払交付金 相殺交付等実施計画表及び相殺交付等実績報告表(別紙3)
4. 〇〇年度多面的機能支払交付金 特例措置適用実績報告表(別紙4)

〈施行注意〉

1. 実績報告の際は、「実施計画書」を「実績報告書」、「別紙3の第2の3」を「別紙1の第8の1の(1)及び別紙2の第8の1の(1)」、「提出」を「報告」に置き換え、「実績報告書(別紙1)」を添付するものとする。
2. 事業実施計画書の変更に伴う提出の場合は、「事業実施計画書」を「事業実施計画書(変更)」、「別紙3の第2の3」を「別紙3の第2の4」に置き換え、事業実施計画書(変更)を添えて提出するものとする。
3. 実施要領第2の22の(2)のオに該当する市町村は、事業実施計画書に(別紙2)を添えて提出するものとする。

4. 実施要領第2の22の(2)のキに該当する市町村は、事業実施計画書に(別紙3)を添えて提出するものとする。

5. 実施要領第1の2の(6)、第2の2の(6)又は2の(9)に該当する市町村は、実績報告書に(別紙4)を添えて提出するものとする。

(様式第2-9号)

【市町村から都道府県に提出するもの】

農林水産省様式

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書

(実績報告書)の提出について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第2の3(別紙1の第8の1の(1)及び別紙2の第8の1の(1))の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

1. 〇〇年度多面的機能支払交付金 事業実施計画書(実績報告書)(別紙1)
2. 〇〇年度多面的機能支払交付金 返還等実施計画表及び返還等実績報告表(別紙2)

(新設)

〈施行注意〉

1. 実績報告の際は、「実施計画書」を「実績報告書」、「別紙3の第2の3」を「別紙1の第8の1の(1)及び別紙2の第8の1の(1)」、「提出」を「報告」に置き換え、「実績報告書(別紙1)」を添付するものとする。
2. 事業実施計画書の変更に伴う提出の場合は、「事業実施計画書」を「事業実施計画書(変更)」、「別紙3の第2の3」を「別紙3の第2の4」に置き換え、事業実施計画書(変更)を添えて提出するものとする。
3. 実施要領第2の19の(2)のオに該当する市町村は、事業実施計画書に(別紙2)を添えて提出するものとする。

(新設)

(新設)

(別紙1)

〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)

1. 事業の目的
2. 事業計画(実績)及びその内容
- (1) 農地維持支払交付金
- ア. 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国 費)	備考
田 ①		a	円	円	
基本単価	(円/1ha)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
基本単価	(円/1ha)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
基本単価	(円/1ha)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2)相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):〇〇円】、【相殺額(国費):〇〇円】)

(削る。)

(別紙1)

〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)

1. 事業の目的
2. 事業計画(実績)及びその内容
- (1) 農地維持支払交付金
- ア. 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国 費)	備考
田 ①		a	円	円	
基本単価	(円/1ha)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
基本単価	(円/1ha)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
基本単価	(円/1ha)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

(注)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(新設)

イ. 加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国 費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/1ha)	a	円	円	
加算上限を適用する		a			
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/1ha)	a	円	円	
加算上限を適用する		a			
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/1ha)	a	円	円	
加算上限を適用する		a			
1集落あたり加算上限を適用する集落④	(円/集落)	集落	円	円	
1組織あたり加算上限を適用する組織⑤	(円/組織)	組織	円	円	
面積計 ①+②+③					
交付額計 ①+②+③+④+⑤		a	円	円	

(注1)区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(注2)1集落あたり加算上限と1組織あたり加算上限が重複する場合は、1組織あたり加算上限を適用する組織欄に記載すること。

加算措置の 対象組織数
組織

(2)資源向上支払交付金

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

(ア) 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
基本単価	(円/1ha)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/1ha)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/1ha)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/1ha)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
基本単価	(円/1ha)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/1ha)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/1ha)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/1ha)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
基本単価	(円/1ha)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/1ha)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/1ha)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/1ha)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

〔注1〕区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

〔注2〕相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。（記載例：【相殺額(事業費)：〇〇円】、【相殺額(国費)：〇〇円】）

(イ) 加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

a. 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/1ha)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/1ha)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/1ha)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

〔注1〕区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

〔注2〕相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。（記載例：【相殺額(事業費)：〇〇円】、【相殺額(国費)：〇〇円】）

加算措置の 対象組織数
組織

(2)資源向上支払交付金

ア. 地域資源の質的向上を図る共同活動

(ア) 基本単価

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
基本単価	(円/1ha)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/1ha)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/1ha)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/1ha)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
基本単価	(円/1ha)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/1ha)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/1ha)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/1ha)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
基本単価	(円/1ha)	a	円	円	
基本単価×5/6	(円/1ha)	a	円	円	
継続地区の交付単価	(円/1ha)	a	円	円	
継続地区の交付単価×5/6	(円/1ha)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

〔注1〕区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(新設)

(イ) 加算単価(加算措置の適用がある場合のみ、記載する)

a. 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/1ha)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/1ha)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/1ha)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

〔注1〕区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(新設)

加算措置の 対象組織数
組織

b.農村協働力の深化に向けた活動への支援(R5廃止)

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国 費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

〔注1〕区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

〔注2〕相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):〇〇円】、【相殺額(国費):〇〇円】)

加算措置の 対象組織数
組織

c.水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国 費)	備考
田		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計		a	円	円	

〔注1〕区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

〔注2〕相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):〇〇円】、【相殺額(国費):〇〇円】)

加算措置の 対象組織数
組織

d.環境負荷低減の取組への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国 費)	備考
長期中干し	800 (円/10a)	a	円	円	
冬期湛水	4,000 (円/10a)	a	円	円	
夏期湛水	8,000 (円/10a)	a	円	円	
中干し延期	3,000 (円/10a)	a	円	円	
江の設置等	作溝実施 4,000 (円/10a)	a	円	円	
	作溝未実施 3,000 (円/10a)	a	円	円	

加算措置の 対象組織数 (特定事業実施主体含む)
組織

b.農村協働力の深化に向けた活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国 費)	備考
田 ①		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
畑 ②		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
草地 ③		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計 ①+②+③		a	円	円	

〔注1〕区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(新設)

加算措置の 対象組織数
組織

c.水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

区分	交付単価	対象農用地面積	交付額(事業費)	交付額(国 費)	備考
田		a	円	円	
加算単価	(円/10a)	a	円	円	
計		a	円	円	

〔注〕区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。

(新設)

加算措置の 対象組織数
組織

(新設)

イ. 施設の長寿命化のための活動

区分	交付単価	対象農用地面積	交付上限額(事業費)	交付上限額(国 費)	備考
田 ①		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
畑 ②		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
草地 ③		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
保全管理する区域内に 存在する集落数 ④	(円/集落)	集落	円	円	
計 ①+②+③+④		a	円	円	
交付額			交付額(事業費) 円	交付額(国費) 円	

(注1) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。
(注2) 1集落200万円の対象農用地面積には、1集落200万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること。
(注3) 相殺交付を行っている場合は、備考に相殺額を記載すること。(記載例:【相殺額(事業費):○○円】、【相殺額(国費):○○円】)

ウ. 組織の体制強化に対する支援(R7拡充)

区分	交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国 費)	備考
	400,000 (円/組織)	組織	円	円	

エ. 組織の広域化・体制強化(R6廃止)

区分	交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国 費)	備考
3集落以上または 50ha以上200ha未満	40,000 (円/組織)	組織	円	円	
200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法 人	80,000 (円/組織)	組織	円	円	
1,000ha以上	160,000 (円/組織)	組織	円	円	

(注) 北海道にあっては、3集落以上または1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/組織、3,000ha以上15,000ha未満のとき80,000円/組織、15,000ha以上のとき160,000円/組織に置き換えること。

イ. 施設の長寿命化のための活動

区分	交付単価	対象農用地面積	交付上限額(事業費)	交付上限額(国 費)	備考
田 ①		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
畑 ②		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
草地 ③		a	円		
交付単価	(円/10a)	a	円	円	
交付単価×5/6	(円/10a)	a	円	円	
1集落200万円		a			
保全管理する区域内に 存在する集落数 ④	(円/集落)	集落	円	円	
計 ①+②+③+④		a	円	円	
交付額			交付額(事業費) 円	交付額(国費) 円	

(注1) 区分及び交付単価は、都道府県が策定した要綱基本方針に従い記載し、市町村により異なる場合は行を追加すること。
(注2) 1集落200万円の対象農用地面積には、1集落200万円の上限額が適用される対象組織の対象農用地面積を記載すること。
(新設)

(新設)

ウ. 組織の広域化・体制強化

区分	交付単価	対象組織数	交付額(事業費)	交付額(国 費)	備考
3集落以上または 50ha以上200ha未満	40,000 (円/組織)	組織	円	円	
200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法 人	80,000 (円/組織)	組織	円	円	
1,000ha以上	160,000 (円/組織)	組織	円	円	

(注) 北海道にあっては、3集落以上または1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/組織、3,000ha以上15,000ha未満のとき80,000円/組織、15,000ha以上のとき160,000円/組織に置き換えること。

(新設)

(別紙3)

1. 相殺交付等実施計画表【資源向上支払(長寿命化)】

都道府県名	市町村名	対象組織名	農地維持支払 の面積減少の有無	資源向上支払 (共同)の面積 減少の有無	資源向上支払 (長寿命化)に おける返還等 の該当の有無	資源向上支払(長寿命化)の返還相当(予定)総額																		
						地目	令和4年度				返還相当 額(円) (注2)	令和5年度				返還相当 額(円) (注2)	令和6年度				返還相当 額(円) (注2)			
							交付上限額合計(円)			交付額 (円)		交付上限額合計(円)			交付額 (円)		交付上限額合計(円)			交付額 (円)				
							面積(a) (注1)	交付単価 (円/10a)	交付上限 額(円)			面積(a) (注1)	交付単価 (円/10a)	交付上限 額(円)			面積(a) (注1)	交付単価 (円/10a)	交付上限 額(円)					
						(事業費)	田																	
							畑																	
							草地																	
							小計																	
						(国 費)	田																	
							畑																	
							草地																	
							小計																	
						(事業費)	田																	
							畑																	
							草地																	
							小計																	
						(国 費)	田																	
							畑																	
							草地																	
							小計																	
						(事業費)	田																	
							畑																	
							草地																	
							小計																	
						(国 費)	田																	
							畑																	
							草地																	
							小計																	
						(事業費)	田																	
							畑																	
							草地																	
							小計																	
会社						(事業費)	田																	
						(国 費)	田																	

(注1)「面積」の欄には相殺交付を行う年度の面積減少後の対象農用地面積を記載するとともに、「交付上限額」の欄には相殺交付を行う年度の交付上限額を記載すること。

(注2)「返還相当額」の欄には、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を下回る場合に差額を記載することとし、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を上回る場合は、該当なしと記載すること。

(注3)返還等方法の欄には、資源向上支払(長寿命化)における返還等に該当がある場合に、返還又は相殺交付のどちらかを記載すること。なお、返還を記載した場合は、相殺交付額の欄の記載は不要とするが、備考の欄に返還予定年度を記載すること。

2. 相殺交付等実績報告表【資源向上支払(長寿命化)】

都道府県名	市町村名	対象組織名	農地維持支払 の面積減少の有無	資源向上支払 (共同)の面積 減少の有無	資源向上支払 (長寿命化)に おける返還等 の該当の有無	資源向上支払(長寿命化)の返還相当総額															
						地目	令和4年度				令和5年度				令和6年度						
							交付上限額合計(円)			交付額 (円)	返還相当 額(円) (注2)	交付上限額合計(円)			交付額 (円)	返還相当 額(円) (注2)	交付上限額合計(円)			交付額 (円)	返還相当 額(円) (注2)
							面積(a) (注1)	交付単価 (円/10a)	交付上限 額(円)			面積(a) (注1)	交付単価 (円/10a)	交付上限 額(円)			面積(a) (注1)	交付単価 (円/10a)	交付上限 額(円)		
						(事業費)	田														
							畑														
							草地														
						《国 費》	小計														
							田														
							畑														
						(事業費)	草地														
							小計														
							田														
						《国 費》	畑														
							草地														
							小計														
						(事業費)	田														
							畑														
							草地														
						《国 費》	小計														
							田														
							畑														
						(事業費)	草地														
							小計														
							田														
						《国 費》	畑														
							草地														
							小計														
合計						(事業費)	田														
						《国 費》	畑														
						《国 費》	草地														
						《国 費》	小計														

(注1)「面積」の欄には相殺交付を行う年度の面積減少後の対象農用地面積を記載するとともに、「交付上限額」の欄には相殺交付を行う年度の交付上限額を記載すること。
(注2)「返還相当額」の欄には、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を下回る場合に差額を記載することとし、「交付上限額」の欄の合計が「交付額」を上回る場合は、該当なしと記載すること。
(注3)返還等方法の欄には、資源向上支払(長寿命化)における返還等に該当がある場合に、返還又は相殺交付のどちらかを記載すること。なお、返還を記載した場合は、相殺交付額の欄の記載は不要とするが、備考の欄に返還年度を記載すること。

(別紙4)
特例措置適用実績報告表
〇年度

都道府県名	市町村名	対象組織名	甚大な自然災害の名称	活動が必要な理由	特例措置を適用して取り組んだ活動内容

(注1) 甚大な自然災害の名称欄には、該当する甚大な自然災害の略称・総称等を記載すること。
(注2) 活動が必要な理由欄には、「早期の営農再開に向け、応急措置及び補修・更新等に取り組む必要があるため」等の理由を記載すること。
(注3) 特例措置を適用して取り組んだ活動内容欄には、施設名(〇〇水路等)及び具体的内容(L=〇〇mの復旧等)を記載すること。

(新設)

(様式第 2－18号)

番
年 月 日

組織名
代表者名 殿

〇〇市町村長

環境負荷低減への支援に係る実施状況確認結果通知書

多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2254号農村振興局長通知）の第8の5の（1）のウに基づき、実施状況の確認結果を下記のとおり通知する。

記

1. 環境負荷低減への支援に係る実施状況の確認結果

対象活動	確認後面積	交付見込額	交付単価
長期中干しの取組	a	円	円/10a
冬期湛水の取組	a	円	円/10a
夏期湛水の取組	a	円	円/10a
中干し延期の取組	a	円	円/10a
江の設置等（作溝実施）	a	円	円/10a
江の設置等（作溝未実施）	a	円	円/10a
合計	a	円	

☐ 対象活動を全て実施済みであり、かつ実施経過報告書（様式第1－12号）どおりであることを確認したことから、実施状況報告書（様式第1－8号別紙若しくは様式第1－9号）の提出を省略することができます。

☐ 実施状況報告書（様式第1－12号）を見込みで報告していることから、市町村が定めた期日までに実施状況報告書（様式第1－8号別紙若しくは様式第1－9号）を提出すること。

☐ 実施状況報告書（様式第1－12号）における実施面積から面積が減少していることを確認したことから、市町村が定めた期日までに実施状況報告書（様式第1－8号別紙若しくは様式第1－9号）を提出すること。

（注）該当する項目の□に■を入れる。

2. 環境負荷低減への支援に係る実施状況の確認内容 （添付様式第2－18）

（施行注意）

環境負荷低減への支援に係る実施状況の確認結果は、必要に応じて行を追加すること。

（新設）

(添付様式2-18)

環境負荷低減への支援に係る実施状況の確認内容

組織名

対象取組 (内容)	化学肥料及び化学 合成農薬を5割以上 低減する活動 (作物名)	不履行になった面積 (a)	理由

(新設)

(様式第2－19号)

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

(新設)

対象活動の履行が困難である旨の理由書

多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農村振興局長通知）の別記6の2の（2）のイに基づき、下記のとおり提出する。

記

1. 対象活動の履行が困難となった場及びその内容 (様式1－13号別紙)

(様式第2-20号)

番
年 月 日

〔各地方農政局長
農林水産省農村振興局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇都道府県知事

自然災害の発生による特例措置の適用に係る協議

多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農村振興局長通知）別記1-3の8の（2）のウに基づき、下記関係書類を添えて、次のとおり協議する。

記

1. 自然災害の発生による特例措置の適用に係る意見書（添付様式2-20）

（添付書類） 対象活動の履行が困難である旨の理由書
（農業者の組織する団体等からの提出書類）

<施行注意>

〔 〕内は、各地方農政局管内の都府県にあつては各地方農政局長、北海道にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長とする。

(新設)

〔添付様式第2-20号〕

自然災害の発生による特別措置の適用に係る意見書

農業者団体 もしくは氏名	構成員名 (農業者団体の場合)	ほ場所在地	基準を満たしているか どうかの判定(注1)		特例適用の 可否(注2)	備考
			ア	イ		

取組の履行の判定にあたり、下表の判定基準のア及びイを満たしている場合は、それぞれの欄に○を付けること。

取組が行われたものとみなすことができると判断する場合は、「可」を付けること。

判定基準

ア 近隣地域で同種の取組を行っている農業者についても、取組の継続が困難な状況になっているかどうか。
イ 自然災害に対応して、都道府県から被害額や災害に対応した技術指針等が公表されているかどうか。

(新設)

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき令和6年度までに交付された多面的機能支払交付金による活動については、なお従前の例による。
- 3 令和6年度までに事業計画の認定を受けた対象組織においては、様式第1-3号の活動計画書、様式第1-5号の工事に関する確認書、様式第1-6号の活動記録、様式第1-7号の金銭出納簿及び様式第1-8号の実施状況報告書に代わり、この通知による改正前の本要領に基づく様式第1-3号、様式第1-5号、様式第1-6号、様式第1-7号及び様式第1-8号を活用することができる。
- 4 様式第1-6号の活動記録及び様式第1-7号の金銭出納簿については、市町村長が都道府県知事を通じ地方農政局長等から同意を受けた様式又は都道府県知事が地方農政局長等から同意を受けた様式を代わりに使用することができるものとする。

多面的機能支払交付金実施要領

制定 平成 26 年 4 月 1 日 25 農振第 2255 号
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日 6 農振第 2333 号
農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 長

第 1 農地維持支払交付金

1 対象農用地

(1) 対象農用地の区分

多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別紙 1 の第 3 の対象農用地は、次に掲げる田、畑及び草地に区分する。

ア 「田」とは、湛水するための畦畔及びかんがい機能を有している土地とする。

イ 「畑」とは、農用地のうちアに定める田及びウに定める草地を除くものとし、樹園地を含むものとする。

ウ 「草地」とは、牧草専用地及び採草放牧地とする。牧草専用地とは、農用地のうち牧草の栽培を専用とするものであって、播種後経過年数（概ね 7 年未満）と牧草の生産力から判断して、耕作の目的に供される土地としてみなしうる程度のものとする。ただし、農用地のうち牧草の立毛があるものであっても、作付けの都合により 1 年から 2 年の間に限り牧草を栽培している場合は、牧草専用地ではなく「畑」とする。また、採草放牧地とは、主として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地とする。

(2) 対象農用地の面積の測定

要綱別紙 1 の第 3 の対象農用地の面積の測定は、別記 1－1 に定めるとおりとする。

(3) 一団の農用地

要綱別紙 1 の第 3 の一団の農用地は、要綱別紙 1 の第 1 の農地維持活動（以下「農地維持活動」という。）により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全される農用地であって、要綱別紙 1 の第 2 の対象組織を構成する集落の区域の農用地とする。

2 対象活動

(1) 都道府県知事は、別記 1－2 の国が定める活動指針及び活動要件を基礎として、別記 1－3 の地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドラインに従い、要綱別紙 3 の第 1 の 3 に規定する多面的機能支払の実施に関する基本方針（以下「要綱基本方針」という。）において、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を策定する。

- (2) 要綱別紙1の第4の2の地域資源の適切な保全管理のための推進活動（以下「推進活動」という。）は、別記1－4に定めるとおりとする。また、対象組織は、地域資源保全管理構想を策定後、市町村長に提出するものとする。ただし、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に定める地域計画（以下「地域計画」という。）において、別記1－4の第4の2に定める地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれる場合は、地域資源保全管理構想を作成したとみなすことができる。
- (3) 対象組織は、都道府県が定める農地維持活動に関する地域活動指針に基づき要綱別紙1の第5の2の活動計画書に定められた活動の実施を前提として、活動計画書に定められた都道府県が定める要綱別紙2の第4の1の活動（以下「資源向上活動（共同）」という。）又は2の活動（以下「資源向上活動（長寿命化）」という。）に関する地域活動指針に基づく活動を農地維持支払交付金により実施することができる。
- (4) 対象組織は、都道府県が定める農地維持活動に関する地域活動指針に基づき要綱別紙1の第5の2の活動計画書に定められる活動に加え、それらの活動を補完し効果を高める活動であって、多面的機能の発揮に必要な地域共同の活動を活動計画書に定め、実施することができる。
- (5) 要綱別紙1の第4の3の活動要件の特例の内容は、都道府県知事が策定する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件にかかわらず、被災した対象農用地の区域内の農地周りの施設の応急措置又は補修・更新等に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとみなすこととする。
- (6) 市町村長は、要綱別紙1の第4の3の活動要件の特例措置を適用した対象組織があるときは、9の（1）により適用内容の確認を行うものとする。

3 事業計画

- (1) 要綱別紙1の第5の1の事業計画書の様式は、様式第1－2号とする。
- (2) 対象組織が、多面的機能支払交付金（以下「本交付金」という。）に加えて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払交付金）、第3号（環境保全型農業直接支払交付金）又は第4号（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）に掲げる事業にも取り組む場合にあっては、要綱別紙1の第5の1の事業計画は、それらの事業と併せて作成することができる。

4 活動計画

要綱別紙1の第5の2の活動計画書は様式第1－3号により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。

- (1) 要綱別紙1の第5の2の（2）の活動期間は、原則として5年間とする。
- (2) 要綱別紙1の第5の2の（3）の保全管理する区域内の農用地、施設には、対象組織が事業計画に位置付けて活動を実施する農用地（以下「認定農用地」という。）の

所在地及び面積、対象農用地の所在地及び面積並びに活動を実施する農業用水路その他の農業用施設の所在地、延長等を記載する。

- (3) 要綱別紙1の第5の2の(4)の交付金額には、要綱別紙1の第6の2及び要綱別紙2の第6の2の地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た年当たり交付金額及び活動期間の総額を記載する。
- (4) 要綱別紙1の第5の2の(5)の位置図には、対象組織が活動を行う農用地及び水路・農道等の施設を図示する。
- (5) 要綱別紙1の第5の2の(6)の構造変化に対応した保全管理の目標には、担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、地域資源を適切に保全管理するための目標を記載する。
- (6) 要綱別紙1の第5の2の(7)の実施計画には、都道府県が策定する地域活動指針及び同指針に基づく要件に適合した対象組織の活動の計画を記載する。
- (7) 要綱別紙1の第5の2の(8)の保全管理する区域内に存在する集落数には、農林業センサスにおける農業集落数を計上する。
- (8) 要綱別紙1の第5の2の(9)の保全管理する区域の農業地域類型には、対象農用地に係る「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号）の農業地域類型区分を記載する。
- (9) 要綱別紙1の第5の2の(10)の保全管理する区域の地域振興立法8法の該当状況には、対象農用地が特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島（以下「8法地域」という。）又は棚田地域振興法（令和元年法律第42号）

第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域に該当する場合は記載する。

- (10) 要綱別紙1の第5の2の(11)のその他必要な事項には、8の(5)に規定する場合にあっては、活動計画書に記載した農用地及び水路・農道等の管理に係る活動を本交付金により行う旨を記載する。
- (11) 2の(4)の多面的機能の発揮に必要な地域共同の活動を行う場合は、当該活動の計画を記載する。
- (12) 要綱別紙2の第2の1の(3)及び2の(4)の対象組織については、農地維持支払交付金の交付を受けずに農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動を行う旨を記載する。
- (13) 要綱別紙2の第2の2の(4)の対象組織のうち、資源向上活動(長寿命化)を行う対象組織については、(12)に加え、施設の機能診断を行う旨を記載する。

5 環境負荷低減のチェックシート

要綱別紙1の第5の4の(1)のエの環境負荷低減のチェックシートの様式は、様式第1-11号とし、対象組織は記載された各取組について理解し、チェックする。

6 事業計画の認定

- (1) 要綱別紙1の第5の4の(1)の事業計画書の提出は、農地維持活動を開始しようとする年度の6月30日(地方公共団体の関連予算の成立時期が遅れる等特別な事情がある場合において、市町村長が、都道府県知事を通じて、地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)に対して、同日までに様式第2-1号により届出を行ったときにあっては、当該年度の10月31日)までに様式第1-1号により市町村長に提出するものとする。ただし、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として様式第1-1号から様式第1-5号までを、対象組織が既に市町村長に提出しているときは、これらの提出を省略することができるものとする(その場合にあっては、様式第1-11号は市町村長に別途提出することとする。))。
- (2) 要綱別紙1の第5の4の(2)の認定の通知の様式は、様式第2-2号とする。
- (3) 要綱別紙1の第5の4の(3)の事業計画の概要の様式は、様式第2-14号とする。

7 事業計画の変更

- (1) 要綱別紙1の第5の5の(1)の事業計画の変更認定申請は、変更があった事業計画書に活動計画書等を添え、市町村長に提出するものとする。
- (2) 要綱別紙1の第5の5の(1)の事業計画の変更の届出は、変更があった年度の要綱別紙1の第5の7の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時に、変更があった事

業計画書等を添え、いずれか早い期日に提出するものとする。

- (3) 要綱別紙 1 の第 5 の 5 の (2) の事業計画の変更認定通知の様式は、様式第 2 - 2 号とする。
- (4) 要綱別紙 1 の第 5 の 5 の (3) の事業計画の概要の様式は、様式第 2 - 14 号とする。

8 活動の実施

(1) 対象活動期間

農地維持支払交付金については、対象組織の事業計画が認定された年度の 4 月 1 日以降に実施した農地維持活動について支援の対象とする。

(2) 活動の記録

対象組織は、農地維持活動を行った場合は、様式第 1 - 6 号の活動記録に、活動の日時、内容、参加人数等を記録する。

(3) 会計経理の適正化

農地維持支払交付金の交付を受けた対象組織の代表者は、次に掲げる事項に留意して会計経理を行うものとする。

ア 農地維持支払交付金は、本交付金以外の事業と区分して経理を行うこと。

イ 農地維持支払交付金の使用は、活動計画書に規定した内容に基づいて行い、その都度領収書等支払を証明する書類を受領し、保管しておくこと。

ウ 金銭の出納は、金銭出納簿より行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。なお、金銭出納簿は様式第 1 - 7 号により作成する。

(4) 事務の委託

対象組織は、農地維持支払交付金に係る事務の一部を委託することができる。

- (5) 要綱別紙 1 の第 5 の 6 の (2) の規定により、活動を実施する対象組織は、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 2 の (1) に定める集落協定（以下「集落協定」という。）の代表者等の同意を得て、要綱別紙 1 の第 5 の 2 の活動計画書に記載した農用地及び水路・農道等の管理に係る活動を本交付金により行う旨を、当該計画に明記するものとする。

- (6) 市町村長は、対象組織が当該年度の予算の残額で第 1 の 2 の (5) に定める活動を賄えない場合は、他の対象組織から交付金の融通を受けることができるよう努める。この場合、対象組織が年間で受け取る交付金の総額は、要綱別紙 1 の第 6 の 1 に定める交付額によらないものとする。

市町村長は、この措置にあたって、翌年度以降の交付金の交付の際に融通相当額を上限に相殺し、交付することも可能とする。

- (7) (6) の措置が複数市町村にまたがる場合、融通先の市町村長は都道府県知事の、複数都道府県にまたがる場合、融通先の都道府県知事は地方農政局長等の承認を受けるものとする。

9 実施状況の報告

- (1) 要綱別紙1の第5の7の実施状況の報告は、市町村長が定めた期日までに様式第1－8号又は様式第1－9号の実施状況報告書に、様式第1－7号により作成した金銭出納簿又はその写しを添えて市町村長に提出するものとする。ただし、登記をしている団体又は法律に基づき認可される団体で、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）の作成が義務づけられている団体の場合は、提出義務を免除するものとする。
- (2) 要綱別紙1の第5の7の(2)の広域協定参加者からの活動報告及びその確認の方法は、別記1－5に定めるとおりとする。
- (3) 対象組織は、5の環境負荷低減のチェックシートに活動期間中に実施した取組について記載し、活動期間の終了年度に(1)と併せて市町村長に提出するものとする。ただし、GAP認証等を取得している特定事業実施者においては、当該事項を証明する書類を提出することにより、様式第1－11号の提出を省略できるものとする。

10 実施状況の確認

- (1) 市町村長又は推進組織の長は、事業計画に定められた農用地及び対象施設の保全管理状況等の確認については、9の(1)に基づき報告された書類及び現地確認により行うものとする。
- (2) 市町村長は(1)の結果に基づき、実施状況の適否について確認を行う。
- (3) 実施状況の確認の方法等については、別記3－1に定めるとおりとする。
- (4) 市町村長は、対象組織が行う地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、定期的に対象組織から自己評価を求めるとともに、活動の実施状況等をもとに評価し、必要に応じて指導・助言を行う。

11 抽出検査の実施

- (1) 地方農政局長等は、毎年度、対象組織の中から抽出して証拠書類等について検査を行う。
- (2) 農林水産省の職員は、9の(3)に基づき環境負荷低減のチェックシートを提出した者から抽出して、実際にみどりチェックに取り組んだかどうか確認を行うこととする。

12 農地維持支払交付金の精算

- (1) 対象組織は、事業計画に定める実施期間中の各年度末に残額が生じたときは、当該残額のうち(2)に定める額を除いた額を市町村長に返還するものとする。
- (2) 対象組織は、翌年度以降の使用予定に基づく必要な額について、年度末に生じた残額の一部又は全部を持ち越して翌年度の本交付金の経理に含めることができる。ただし、実施期間終了年度末にあつては、翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受

けて農地維持活動を継続する場合で、かつ、新たな事業計画に基づく実施期間の初年度の使用予定に基づくものに限る。

- (3) 対象組織は、(2)の規定による場合は、具体的な使用予定に基づいて持ち越す額を精査し、様式第1－8号又は第1－9号の実施状況報告書において、その使用予定を明らかにするものとする。また、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金のうち資源向上活動（共同）に係る持越金の合計額が、当該年度のそれらの交付額の合計の3割を超え、かつ、100万円以上となる場合は、様式第1－8号又は第1－9号の実施状況報告書にそれらの持越金の使用予定表を添え、市町村長に提出するものとする。
- (4) 市町村長及び都道府県は、(2)の場合の額及びその妥当性について確認するものとする。また、市町村長は、その結果に基づき、必要に応じて、対象組織に対して持ち越そうとする額の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- (5) 市町村長は、(1)又は(4)により対象組織から農地維持支払交付金を含む本交付金の返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県の助成を都道府県に返還するとともに、都道府県は国の助成を国に返還するものとする。

13 農地維持支払交付金の交付方法

- (1) 国は、都道府県からの申請に基づき、要綱別紙1の第6の1の合計額の範囲内で都道府県に交付金を交付する。
- (2) 都道府県は、農地維持支払交付金の対象農用地が存する市町村からの申請に基づき、要綱別紙1の第6の1の合計額の範囲内で市町村に交付金を交付する。
- (3) 市町村は、農地維持活動を実施する対象組織からの交付申請に基づき、要綱別紙1の第6の1の合計額の範囲内で対象組織に農地維持支払交付金を交付する。

14 事業実績の報告

(1) 事業実績の報告

- ア 要綱別紙1の第8の1の(1)の報告は、様式第2－9号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- イ 要綱別紙1の第8の1の(2)の報告は、様式第2－8号により作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 実施状況の報告

- ア 要綱別紙1の第8の2の(1)の実施状況の確認結果の通知については、別記3－1に定めるとおりとする。
- イ 要綱別紙1の第8の2の(2)の報告について、市町村長は9の実施状況の確認を終えたときには、速やかに様式第2－3号又は様式第2－15号の実施状況確認報告書及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動の活動状況評価書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- ウ 要綱別紙1の第8の2の(3)の報告は、様式第2－4号又は様式第2－16号及

び地域資源の適切な保全管理のための推進活動の活動状況評価書を作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

15 証拠書類の保管

- (1) 都道府県知事及び市町村長は、次に掲げる交付金の交付申請の基礎となった書類及び交付に関する証拠書類を交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。
 - ア 予算書及び決算書
 - イ 交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認書類
 - ウ その他交付金に関する書類
- (2) 交付金の交付を受けた対象組織は、次に掲げる交付の基礎となった証拠書類及び経理書類を交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。
 - ア 交付金の申請から実施状況報告に至るまでの申請書類及び承認書類
 - イ 金銭出納簿
 - ウ 領収書等支払を証明する書類
 - エ その他農地維持支払交付金に関する書類
- (3) (1) 及び (2) に基づき保管すべき証拠書類のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

16 農地維持支払交付金の返還

(1) 返還の免責事由

要綱別紙1の第9の1及び2において、自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は、農地維持支払交付金の返還を免除することとする。

(2) 返還の手続

- ア 市町村長は、要綱別紙1の第9の規定により、対象組織が農地維持支払交付金を含む本交付金を返還する必要がある場合には、当該対象組織の代表者に速やかに通知し、市町村が交付した交付金の返還を求めるものとする。ただし、要綱別紙1の第9の2の場合は、当該年度以降の交付金の交付の際に、当該返還相当額を相殺し、交付することができることとする。
- イ 市町村長は、アにより対象組織から農地維持支払交付金を含む本交付金の返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県が助成した額を都道府県に返還するとともに、都道府県は国が助成した額を国に返還するものとする。
- ウ 多面的機能支払交付金実施要綱の一部改正について（平成27年4月1日付け26農振第2155号農林水産事務次官依命通知）附則第11の交付金に係る報告をする者及び証拠書類の保管等をする者（以下「証拠書類の保管等をする者」という。）は、要綱別紙1の第9の3の規定により、対象組織が農地維持支払交付金を含む本交付金を返還する必要がある場合には、当該対象組織の代表者に速やかに通知

し、交付金の返還を求めるものとする。

エ 証拠書類の保管等をする者は、ウにより対象組織から農地維持支払交付金を含む本交付金の返還があった場合は、当該返還額のうち国が助成した額を国に返還するものとする。

第2 資源向上支払交付金

1 対象農用地

(1) 対象農用地の区分

要綱別紙2の第3の対象農用地の区分は、第1の1の(1)に定めるとおりとする。

(2) 対象農用地の面積の測定

要綱別紙2の第3の対象農用地の面積の測定は、別記1-1に定めるとおりとする。

(3) 一団の農用地

要綱別紙2の第4の2の活動に取り組む場合は、原則として、一集落の区域以上とする。

2 対象活動

(1) 都道府県知事は、資源向上活動（共同）について、別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件を基礎として、別記1-3の地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドラインに従い、要綱基本方針において、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を策定する。

(2) 要綱別紙2の第4の1の(2)の多面的機能の増進を図る活動は、地域の創意工夫に基づいた活動として、別記1-2に定めるとおりとする。

(3) 要綱別紙2の第4の1の(3)の活動は、別記1-2に定めるとおりとする。

(4) 対象組織は、都道府県が定める資源向上活動（共同）に関する地域活動指針に基づき要綱別紙2の第5の2の活動計画書に定められた活動の実施を前提として、活動計画書に定められた都道府県が定める農地維持活動又は資源向上活動（長寿命化）に関する地域活動指針に基づく活動を資源向上活動（共同）に係る交付金により実施することができる。

(5) 対象組織は、都道府県が定める資源向上活動（共同）に関する地域活動指針に基づき要綱別紙2の第5の2の活動計画書に定める活動に加え、それらの活動を補完し効果を高める活動であって、多面的機能の発揮に必要な共同活動を活動計画書に定め、実施することができる。

(6) 要綱別紙2の第4の1の(4)の活動要件の特例の内容は、都道府県知事が策定する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件にかかわらず、被災した対象農用地の区域内の農地周りの施設の応急措置又は補修・更新等に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとみなすこととする。

(7) 市町村長は、要綱別紙2の第4の1の(4)の活動要件の特例措置を適用した対象組織があるときは、11の(1)により適用内容の確認を行うものとする。

(8) 都道府県知事は、資源向上活動（長寿命化）について別記1-2の国が定める活動

指針及び活動要件を基礎として、別記１－３の地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドラインに従い、要綱基本方針において、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を策定する。

- (9) 要綱別紙２の第４の２の（３）の活動内容の特例の内容は、都道府県知事が策定する地域活動指針及び要綱別紙２の第４の２の（２）の要件にかかわらず、被災した対象農用地の区域内の農地周りの施設の応急措置又は補修・更新等に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとみなすこととする。
- (10) 市町村長は、要綱別紙２の第４の２の（３）の活動内容の特例措置を適用した対象組織があるときは、11の（１）により適用内容の確認を行うものとする。
- (11) 要綱別紙２の第４の３の対象組織の特定非営利活動法人化は、対象組織が資源向上支払交付金に係る事業の実施期間中に、本交付金による活動を実施するため、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定された特定非営利活動法人を設立することとする。
- (12) 要綱別紙２の第４の３の対象組織の特定非営利活動法人化を行い、組織の広域化・体制強化のための支援について認定を受ける対象組織は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを事業計画書に添え、市町村長に提出するものとする。
- (13) 対象組織は、広域活動組織の設立又は対象組織の特定非営利活動法人化を前提として、活動計画書に定められた都道府県が定める農地維持活動、資源向上活動（共同）又は資源向上活動（長寿命化）を組織の広域化・体制強化に係る交付金により実施することができる。

3 事業計画

- (1) 要綱別紙２の第５の１の事業計画書の様式は、様式第１－２号とする。
- (2) 対象組織が法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払交付金）、第3号（環境保全型農業直接支払交付金）及び第4号（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）に掲げる事業にも取り組む場合にあっては、要綱別紙２の第５の１の事業計画は、それらの事業と併せて作成することができる。

4 活動計画

- (1) 要綱別紙２の第５の２の活動計画書は、第１の４に定めるとおりとする。
- (2) 要綱別紙２の第２の１の（３）、２の（３）、（４）の対象組織並びに要綱別紙２の第２の３のうち農地維持支払交付金の交付を受けずに農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動を行う対象組織（要綱別紙２の第４の１又は２の活動を行う組織を除く。）については、地域共同で農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を行う旨を記載する。

5 長寿命化整備計画

- (1) 要綱別紙 2 の第 5 の 4 の要件は、別記 1－2 及び別記 1－3 に定めるとおりとする。
- (2) 要綱別紙 2 の第 5 の 4 の長寿命化整備計画書は様式第 1－4 号により作成し、施設の長寿命化のための活動を実施する施設の名称、設置年度、改修年度、施設の概要、機能診断結果、活動内容、数量、実施年度、概算事業費、位置等を記載する。

6 水田貯留機能強化計画

- (1) 市町村長は、対象組織が資源向上活動における水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を実施する場合には、様式第 2－17 号により都道府県知事と協議の上、水田貯留機能強化計画を策定するものとする。
- (2) 対象組織は、市町村の策定する水田貯留機能強化計画に基づき、水田の雨水貯留機能強化に係る実施面積、年度別計画及び位置図を様式第 1－3 号の事業計画書に記載するものとする。

7 環境負荷低減のチェックシート

要綱別紙 2 の第 5 の 5 の（1）のクの環境負荷低減のチェックシートの様式は、様式第 1－11 号とし、対象組織は記載された各取組について理解し、チェックする。

8 事業計画の認定

- (1) 要綱別紙 2 の第 5 の 5 の（1）の事業計画書の提出は、要綱別紙 2 の第 4 に定める活動（以下「資源向上活動」という。）を開始しようとする年度の 6 月 30 日（地方公共団体の関連予算の成立時期が遅れる等特別な事情がある場合において、市町村長が、都道府県知事を通じて、地方農政局長等に対して、同日までに様式第 2－1 号により届出を行ったときにあっては、当該年度の 10 月 31 日）までに様式第 1－1 号により市町村長に提出するものとする。
- (2) 要綱別紙 2 の第 5 の 5 の（1）のエの工事に関する確認書の様式は、様式 1－5 号とする。
- (3) 要綱別紙 2 の第 5 の 5 の（2）の認定の通知の様式は、様式第 2－2 号とする。
- (4) 要綱別紙 2 の第 5 の 5 の（4）の事業計画の概要の様式は、様式第 2－14 号とする。

9 事業計画の変更

- (1) 要綱別紙 2 の第 5 の 6 の（1）の事業計画の変更認定申請は、変更があった事業計画書に活動計画書等を添え、市町村長に提出するものとする。
- (2) 要綱別紙 2 の第 5 の 6 の（1）の認定内容の変更の届出は、変更があった年度の要綱別紙 2 の第 5 の 8 の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時に、変更があった事業計画等を添え、いずれか早い期日に提出するものとする。
- (3) 要綱別紙 2 第 5 の 6 の（1）エの農村振興局長が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

ア 別記 1－2 の第 2 の 2 (4) に定める農村環境保全活動にあつては、当活動自体の実施の有無に変更がない事項。

イ 別記 1－2 の第 2 の 2 (5) に定める多面的機能の増進を図る活動にあつては、要綱別紙 2 第 6 の 2 (1) のウの a に定める加算単価に変更がない事項。

(4) 要綱別紙 2 の第 5 の 6 の (2) の長寿命化整備計画書の変更認定申請は、変更があった長寿命化整備計画書を市町村長に提出するものとする。

(5) 要綱別紙 2 の第 5 の 6 の (2) の認定内容の変更の届出は、変更があった年度の要綱別紙 2 の第 5 の 8 の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日に、変更があった長寿命化整備計画書を市町村長に提出するものとする。

(6) 要綱別紙 2 の第 5 の 6 の (3) の事業計画の変更の認定通知の様式は、様式第 2－2 号とする。

(7) 要綱別紙 2 の第 5 の 6 の (5) の事業計画の概要の様式は、様式第 2－14 号とする。

10 活動の実施

(1) 対象活動期間

資源向上支払交付金については、対象組織の事業計画が認定された年度の 4 月 1 日以降に実施した資源向上活動について支援の対象とする。

(2) 施設の長寿命化のための活動等の実施方法

対象組織は、資源向上活動（長寿命化）等を実施する場合、自ら施工する直営施工又は外注によって、対象活動を実施するものとし、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 直営施工においては、対象組織は、計画に基づき、工事の品質及び出来形について確認し、適正な活動の実施を図るとともに、活動期間中の事故防止等について細心の注意を払うものとする。なお、施工管理・安全管理等について、必要に応じて、専門的な知見又は技術を有している者の指導、助言等の活用を図るものとする。

イ 外注により行う場合においては、対象組織は、見積の徴収等により施工業者を選定し、契約に係る書類を整備・保管するとともに、適正な施工が行われるよう施工業者に施工管理、工事の記録等を行わせるものとする。また、工事が完了したときは、必要に応じて、専門的な知見又は技術を有している者の指導、助言等を活用し、現地確認等の検査を行うものとする。なお、資源向上活動の対象とする施設の管理者が検査方法を定める場合は、その方法に従って、検査を行うものとする。

(3) 活動の記録

対象組織は、資源向上活動について、様式第 1－6 号の活動記録に、活動の日時、内容、参加人数等を記録する。

(4) 会計経理の適正化

資源向上支払交付金の交付を受けた対象組織の代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。

- ア 資源向上支払交付金は、本交付金以外の事業と区分して経理を行うこと。
- イ 資源向上支払交付金の使用は、事業計画又は活動計画書に規定した内容に基づいて行い、その都度領収書等支払を証明する書類を受領し、保管しておくこと。
- ウ 金銭の出納は、金銭出納簿により行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。なお、金銭出納簿は様式第1－7号により作成する。

(5) 事務の委託

対象組織は、資源向上支払交付金に係る事務の一部を委託することができる。

- (6) 市町村長は、対象組織が当該年度の予算の残額で第1の2の(5)に定める活動を賄えない場合は、他の対象組織から交付金の融通を受けることができるよう努める。この場合、対象組織が年間で受け取る交付金の総額は、要綱別紙2の第6の1に定める交付額によらないものとする。

市町村長は、(6)の措置にあたって、翌年度以降の交付金の交付の際に融通相当額を上限に相殺し、交付することも可能とする。

- (7) (6)の措置が複数市町村にまたがる場合、融通先の市町村長は都道府県知事の、複数都道府県にまたがる場合、融通先の都道府県知事は地方農政局長等の承認を受けるものとする。

11 助成措置

要綱別紙2の第6の資源向上支払交付金のうち2の(2)の資源向上活動（長寿命化）の交付対象となる経費は、次のとおりとする。

区 分	経 費
工事費	資源向上支払交付金の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の長寿命化のための補修・更新等の工事等に必要な経費、積立費用
調査・設計費	対象施設の長寿命化のための補修・更新等を行うために必要な調査、設計、測量、試験等に要する経費
事務費	対象施設の長寿命化のための活動に必要な事務経費（日当、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、保険料 等）

12 実施経過の報告

要綱別紙2の第5の8の実施経過の報告は、事業実施期間中、毎年度、1月末日までに様式第1－12号の実施経過報告書を作成の上、取組実施農業者の生産過程等において使用した肥料、農薬、導入した技術等、要件に即して対象取組を実施したことを確認するための内容を記載した生産記録等を添付し、報告すること。ただし、年度末に当該年度の対象取組が終了する場合には、対象組織のうち資源向上活動における環境負荷低減の取組への支援を実施している組織は、取組終了前であっても、その取組見込みを記

載した生産記録により実施経過の報告を行うことができるものとする。

13 実施経過の確認

- (1) 市町村長又は推進組織の長は、事業計画に定められた事項の実施経過の確認について、12 に基づき報告された書類等の審査により行うほか、必要に応じて、現地確認により行うものとする。
- (2) 市町村長は(1)の結果に基づき、実施経過の適否について確認を行う。
- (3) 実施状況の確認の方法等については、別記3-1に定めるとおりとする。
- (4) 市町村長は、必要に応じて、技術的な観点に基づく実施状況の確認を都道府県知事に要請することができる。都道府県知事は、実施状況について確認を行った場合、市町村長に確認結果を通知するものとする。
- (5) 市町村長は、(4)の都道府県知事からの確認結果を踏まえ、審査の上、様式第2-18号により、対象組織のうち資源向上活動における環境負荷低減の取組への支援を実施している組織に確認結果を通知するものとする。

14 実施状況の報告

- (1) 要綱別紙2の第5の10の(1)及び(2)の実施状況の報告は、以下のとおりとする。
 - ア 市町村が定めた期日までに様式第1-8号又は様式第1-9号の実施状況報告書に、金銭出納簿及び活動記録その他必要な書類又はその写しを添えて、市町村長に提出するものとする。ただし、登記をしている団体又は法律に基づき認可される団体で、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書)の作成が義務付けられている団体の場合は、提出義務を免除するものとする。
 - イ 組織の体制強化に対する支援を受ける対象組織であって、活動計画書に広域活動組織の設立及び活動支援班の設置が分かる書類の添付等がない場合は、広域協定書の認定通知書の写しと活動支援班の設置が分かる構成員名簿を市町村長に提出するものとする。
 - ウ 環境負荷低減の取組への支援を受ける対象組織は、第2の12のただし書きにより実施経過報告を見込みで報告した場合は、取組内容を確認できる生産記録を添付するものとする。また、第2の12による実施経過報告を行った時点において、対象取組を実施済みであり、かつ実施面積等が第2の13の(5)による市町村長からの確認通知と同一である場合は、実施経過報告書を実施状況報告書に代え、実施状況報告書の提出を省略することができるものとする。
- (2) 要綱別紙2の第5の8の(2)の広域協定参加者からの活動報告及びその確認の方法は、別記1-5に定めるとおりとする。
- (3) 要綱別紙2の第5の10の(3)の実施状況の報告は、市町村が定めた期日までに様式第1-8号別紙1及び別紙2の実施状況報告書により、市町村長に提出するものとするものとし、第2の12のただし書きにより実施経過報告を見込みで報告した者

は、取組内容を確認できる生産記録を添付するものとする。また、第2の12による実施経過報告を行った時点において、対象取組を実施済みであり、かつ実施面積等が第2の13の(5)による市町村長からの確認通知と同一である場合、実施経過報告書を実施状況報告書に代え、実施状況報告書の提出を省略することができるものとする。

- (4) 対象組織は、7の環境負荷低減のチェックシートに活動期間中に実施した取組について記載し、活動期間の終了年度に(1)と併せて市町村長に提出するものとする。ただし、GAP 認証等を取得している特定事業実施者においては、当該事項を証明する書類を提出することにより、様式第1-11号の提出を省略できるものとする。

15 実施状況の確認

- (1) 市町村長又は推進組織の長は、事業計画に定められた事項の実施状況の確認について、14に基づき報告された書類等の審査により行うほか、必要に応じて、現地確認により行うものとする。
- (2) 市町村長は(1)の結果に基づき、実施状況の適否について確認を行う。
- (3) 実施状況の確認の方法等については、別記3-1に定めるとおりとする。
- (4) 市町村長は、対象組織が行う多面的機能の増進を図る活動について、定期的に対象組織から自己評価を求めるとともに、活動の実施状況等をもとに評価し、必要に応じて指導・助言を行う。

16 抽出検査の実施

抽出検査の実施にあつては、第1の11に定めるとおりとする。

17 資源向上支払交付金の精算

- (1) 対象組織は、事業計画に定める実施期間中の各年度末に残額が生じたときは、当該残額のうち(2)に定める額を除いた額を市町村長に返還するものとする。
- (2) 対象組織は、翌年度以降の使用予定に基づく必要な額について、年度末に生じた残額の一部又は全部を持ち越して翌年度の本交付金の経理に含めることができる。ただし、実施期間終了年度末にあつては、翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受けて資源向上活動を継続する場合で、かつ、新たな事業計画に基づく実施期間の初年度の使用予定に基づくものに限る。
- (3) 対象組織が(2)の規定による場合の取扱いは、第1の11の(3)に定めるとおりとする。また、対象組織は、資源向上活動(長寿命化)に係る持越金の額が当該年度の資源向上活動(長寿命化)の交付額の3割を超え、かつ、100万円以上となる場合は、様式第1-8号又は第1-9号の実施状況報告書に資源向上(長寿命化)に係る持越金の使用予定表を添え、市町村長に提出するものとする。
- (4) 市町村長及び都道府県は、(2)の場合の額及びその妥当性について確認するものとする。また、市町村長は、その結果に基づき、必要に応じて、対象組織に対して持

ち越そうとする額の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (5) 市町村長は、(1)又は(4)により対象組織から資源向上支払交付金を含む本交付金の返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県の助成を都道府県に返還するとともに、都道府県は国の助成を国に返還するものとする。

18 資源向上支払交付金の交付方法

- (1) 国は、都道府県からの申請に基づき、要綱別紙2の第6の1の合計額の範囲内で都道府県に交付金を交付する。
- (2) 都道府県は、資源向上支払交付金の対象農用地が存する市町村からの申請に基づき、要綱別紙2の第6の1の合計額の範囲内で市町村に交付金を交付する。
- (3) 市町村は、資源向上活動を実施する対象組織からの交付申請に基づき、要綱別紙2の第6の1の合計額の範囲内で対象組織に交付金を交付する。
- (4) 環境負荷低減の取組への支援を受けた対象組織の代表者は、環境負荷低減の取組への支援として交付された額を、環境負荷低減の取組を推進するための活動に必要な経費（環境負荷低減の取組への支援の交付等に係る事務経費を含む。）に充てるほか、環境負荷低減の取組を実施する農業者に対して、交付金を配分することができるものとする。

19 事業実績の報告

(1) 事業実績の報告

- ア 要綱別紙2の第8の1の(1)の報告は、様式第2-9号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- イ 要綱別紙2の第8の1の(2)の報告は、様式第2-8号により作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 実施状況の報告

- ア 要綱別紙2の第8の2の(1)の実施状況の確認結果の通知については、別記3-1に定めるとおりとする。
- イ 要綱別紙2の第8の2の(2)の報告について、市町村長は12の実施状況の確認を終えたときには、速やかに様式第2-3号又は様式第2-15号の実施状況確認報告書及び多面的機能の増進を図る活動の活動状況評価書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- ウ 要綱別紙2の第8の2の(3)の報告は、様式第2-4号又は様式第2-16号及び多面的機能の増進を図る活動の活動状況評価書を作成し、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

20 証拠書類の保管

- (1) 都道府県知事及び市町村長は、次に掲げる交付金の交付申請の基礎となった書類及び交付に関する証拠書類を交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起

算して、5年間保管しなければならない。

ア 予算書及び決算書

イ 交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認書類

ウ その他交付金に関する書類

(2) 交付金の交付を受けた対象組織は、次に掲げる交付の基礎となった証拠書類及び経理書類を交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

ア 交付金の申請から実施状況報告に至るまでの申請書類及び承認書類

イ 金銭出納簿

ウ 領収書等支払を証明する書類

エ 財産管理台帳

オ その他資源向上支払交付金に関する書類

(3) (1) 及び (2) に基づき保管すべき証拠書類のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

21 財産の管理等

(1) 対象組織は、本交付金により取得し、又は効用の増加した財産を、本交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること（以下「財産処分」という。）を地方農政局長等の承認を受けずに行ってはならない。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号。以下「交付規則」という。）別表（第5条関係）に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

(2) 対象組織は、本交付金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。なお、(1) に定める処分制限期間の期間内において、地方農政局長等の承認を受けて、財産処分を行ったことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(3) 対象組織は、本交付金により取得し、又は効用の増加した財産で(1) に定める処分制限期間を経過しない場合においては、17にかかわらず、様式第1－10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(4) (1) から(3) までに規定する財産は、次に掲げるものとする。

ア 不動産

イ 1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具

ウ 交付規則別表（第5条関係）に掲げるもの

(5) (3) に基づき整備保管すべき財産管理台帳及びその他関係書類のうち、電磁的記録により整備保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

22 資源向上支払交付金の返還

(1) 返還の免責事由

要綱別紙2の第9の1及び2において、自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は、資源向上支払交付金の返還を免除することとする。

(2) 返還の手続

ア 市町村長は、要綱別紙2の第9の規定により、対象組織が資源向上支払交付金を含む本交付金を返還する必要がある場合には、当該対象組織の代表者に速やかに通知し、市町村が交付した交付金の返還を求めるものとする。ただし、要綱別紙2の第9の2の規定に該当する場合、又は3の規定に該当し、かつ、記載誤りが故意によらない軽微なものと地方農政局長等が認める場合は、当該年度以降の交付金の交付の際に、当該返還相当額を相殺し、交付することができることとする。

イ 市町村長はアにより対象組織から資源向上支払交付金を含む本交付金の返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県の助成を都道府県に返還するとともに、都道府県は国の助成を国に返還するものとする。

ウ 証拠書類の保管等をする者は、要綱別紙2の第9の4の規定により、対象組織が資源向上支払交付金を含む本交付金を返還する必要がある場合には、当該対象組織の代表者に速やかに通知し、交付金の返還を求めるものとする。

エ 証拠書類の保管等をする者は、ウにより対象組織から資源向上支払交付金を含む本交付金の返還があった場合は、当該返還額のうち国が助成した額を国に返還するものとする。

オ 市町村長は、アの場合で要綱別紙2の第9の3の規定による場合は、その返還等の計画及び実績について、様式第2－9号の事業実施計画書に付して、都道府県知事に提出するものとする。

カ 都道府県知事は、オの提出を受けた時は、取りまとめの上、様式第2－8号の事業実施計画書に付して、地方農政局長等に提出するものとする。

キ 市町村長は、次の場合で、資源向上活動（長寿命化）を実施する場合は、その計画を、様式第2－9号の事業実施計画書に付して、都道府県知事に提出するものとする。

a 第1の16の(2)のアの場合で要綱別紙1の第9の2の規定による場合

b アの場合で要綱別紙2の第9の2の規定による場合

ク 都道府県知事は、キの提出を受けた時は、取りまとめの上、様式第2－8号の事業実施計画書に付して、地方農政局長等に提出するものとする。

第3 多面的機能支払交付金に係る基本方針等の作成

1 基本方針及び促進計画の策定

(1) 法に基づく基本方針（以下「法基本方針」という。）の策定

ア 要綱別紙3の第1の1の法基本方針の様式は、様式第2－10号とする。

イ 当該都道府県が法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払交付金）、第3号（環境保全型農業直接支払交付金）及び第4号（その他農業の有する多面的機能の

発揮の促進に資する事業)に掲げる事業にも取り組む場合にあっては、要綱別紙３の第１の１の法基本方針は、それらの事業と併せて作成するものとする。

ウ 都道府県知事は、要綱別紙３の第１の１の（２）の同意を得ようとするときは、様式第２－１１号の申請書に法基本方針を添付して、地方農政局長等に提出するものとする。

エ 地方農政局長等は、ウにより法基本方針の提出があった場合には、その内容を確認し、法、要綱及びこの要領に定める規定に合致するものであると認められる場合には、速やかに、同意する旨を都道府県知事に通知するものとする。

オ 都道府県知事は、法基本方針を変更しようとするときは、ウ及びエの手續に準じて、地方農政局長等の同意を得るものとする。

（２）法に基づく促進計画の作成

ア 要綱別紙３の第１の２の促進計画の様式は、様式第２－１２号とする。

イ 当該市町村が法第３条第３項第２号（中山間地域等直接支払交付金）、第３号（環境保全型農業直接支払交付金）及び第４号（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）に掲げる事業にも取り組む場合にあっては、要綱別紙３の第１の２の促進計画は、それらの事業と併せて作成するものとする。

ウ 市町村長は、要綱別紙３の第１の２の（２）の同意を得ようとするときは、様式第２－１３号の申請書に促進計画を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

エ 都道府県知事は、ウにより促進計画の提出があった場合には、その内容を確認し、法、要綱及びこの要領に定める規定に合致するものであると認められる場合には、速やかに、同意する旨を市町村長に通知するものとする。

オ 市町村長は、促進計画を変更しようとするときは、ウ及びエの手續に準じて、都道府県知事の同意を得るものとする。

（３）要綱基本方針の策定

ア 要綱別紙３の第１の３の要綱基本方針は、様式第２－６号により作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。

a 要綱別紙３の第１の３の（１）のアの本交付金による活動の推進に関する基本的考え方には、都道府県の現況、本交付金を交付する意義及び推進に関する基本的考え方について記載する。

b 要綱別紙３の第１の３の（１）のイのaの農地維持支払交付金に関する地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定には、別記１－２の国が定める活動指針及び活動要件（以下「国の指針」という。）を基礎として、別記１－３の地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドラインに従い、都道府県が策定する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件の基本的考え方及びその内容について記載する。

c 要綱別紙３の第１の３の（１）のイのbの交付単価については、農地維持支払交付金の交付単価及び交付単価の基本的考え方について記載する。

d 要綱別紙３の第１の３の（１）のイのcの交付金の算定の対象とする農用地に

については、以下を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて都道府県知事が定める、交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内に存する農用地（以下「農振農用地区域内農用地」という。）以外の農用地をいう。）の考え方について記載することができるものとする。

- (a) 生産緑地法（昭和 49 年 6 月 1 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地
- (b) 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
- (c) 多面的機能の発揮を図るための活動を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地
- e 要綱別紙 3 の第 1 の 3 の（1）のウの a の資源向上支払交付金に関する地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定には、別記 1－2 の国の指針を基礎として、別記 1－3 の地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドラインに従い、都道府県が策定する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件の基本的考え方及びその内容について記載する。
- f 要綱別紙 3 の第 1 の 3 の（1）のウの b の交付単価については、地域資源の質的向上を図る共同活動の交付単価及び交付単価の基本的考え方について記載する。
- g 要綱別紙 3 の第 1 の 3 の（1）のウの c の交付金の算定の対象とする農用地については、d のとおりとする。
- h 要綱別紙 3 の第 1 の 3 の（1）のエの広域協定の規模については、要綱別紙 5 の第 3 の 2 に規定する広域協定の対象とする区域の規模を要綱基本方針に定めることができるものとする。
- i 要綱別紙 3 の第 1 の 3 の（1）のオの地域の推進体制には、本交付金の実施体制に関する基本的考え方及び地域の推進体制を構成する関係団体の役割分担等を記載する。
- イ 都道府県知事は、要綱別紙 3 の第 1 の 3 の（2）の同意を得ようとするときは、様式第 2－7 号の申請書に要綱基本方針を添付して、地方農政局長等に提出するものとする。
- ウ 地方農政局長等は、イにより要綱基本方針の提出があった場合は、その内容を確認し、要綱及びこの要領に定める規定に合致するものであると認められる場合は、速やかに、同意の旨を都道府県知事に通知する。
- エ 都道府県知事は、要綱基本方針を変更しようとするときは、イ及びウの手續に準じて、地方農政局長等の同意を得るものとする。
- オ 都道府県知事は、要綱別紙 3 の第 1 の 3 の（1）のアからカの内容のほか、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2218 号農林水

産事務次官依命通知) 別紙 1 の第 1 の 5、第 2 の 5 及び第 3 の 4 に規定する事務支援組織の特定非営利活動法人化支援の対象となる区域の規模を要綱基本方針に定めることができる。

2 事業実施計画の策定

- (1) 要綱別紙 3 の第 2 の 1 の都道府県知事が作成する事業実施計画書の様式は、様式第 2－8 号とする。
- (2) 要綱別紙 3 の第 2 の 3 の市町村長が作成する事業実施計画書の様式は、様式第 2－9 号とする。

第 4 広域活動組織

1 適用範囲

本交付金の対象組織を設立するに当たっての広域活動組織の適用範囲は次のとおりとする。

- (1) 要綱別紙 5 の第 3 の 1 の規模を有し、かつ、複数の集落から構成する組織又は集落等の代表者により意思決定を行う組織が、本交付金による活動を行おうとする場合、原則として、広域活動組織を設立するものとする。
- (2) (1) に規定するもののほか、要綱別紙 5 の第 3 の 1 又は 2 に規定する規模を有する組織が、本交付金による活動を行おうとする場合、広域活動組織を設立することができる。

2 設立手続

- (1) 要綱別紙 5 の第 4 の 3 の広域協定の認定申請は、市町村長に対する事業計画の認定申請時に、併せて行うことができる。また要綱別紙 5 の第 4 の 4 の認定通知は、市町村長による事業計画認定通知時に、併せて行うことができる。
- (2) 要綱別紙 5 の第 4 の 4 の認定通知書は、様式第 2－5 号を参考に作成する。

3 広域協定

要綱別紙 5 の第 5 に定める広域協定（以下「協定」という。）は、別記 5－1 に示した記載例等を参考に作成し、その内容については、次の事項に留意して記載する。

- (1) 要綱別紙 5 の第 5 の 1 の協定の対象となる区域、農用地及び施設については、広域活動組織が農用地、水路、農道等の地域資源の保全活動等を実施する区域、農用地（以下「協定農用地」という）の所在地及び面積、対象農用地の所在地及び面積並びに活動を実施する農業用水路その他の農業用施設の所在地、延長等を記載する。
- (2) 要綱別紙 5 の第 5 の 2 の協定の有効期間は、原則として、5 年間とする。
- (3) 要綱別紙 5 の第 5 の 3 の活動及び事業の内容には、要綱別紙 5 の第 7 に掲げる広域活動組織の業務及びその他業務について、協定参加者が行う活動及び事業を記載する。

- (4) 要綱別紙 5 の第 5 の 4 の協定参加者の役割に関する事項については、協定参加者の役割及び相互間の責任の分担、並びに相互間の協力、報告等の責務を記載する。
- (5) 要綱別紙 5 の第 5 の 5 の協定の運営に関する事項については、協定の適切な運営を図るため、広域協定運営委員会を設置する旨を記載する。
- (6) 要綱別紙 5 の第 5 の 6 の協定を変更し、又は廃止する場合の手続については、協定の内容を変更又は廃止する場合、協定参加者全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認定を受ける旨を記載する。

4 広域協定運営委員会

要綱別紙 5 の第 6 の運営委員会規則は、別記 5 - 2 に示した記載例等を参考に作成する。

5 広域活動組織の業務

要綱別紙 5 の第 7 の 3 の農村振興局長が別に定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 農業基盤整備促進事業
- (2) 農業基盤整備促進事業（農山漁村地域整備交付金）
- (3) 農地耕作条件改善事業
- (4) 農業水路等長寿命化・防災減災事業
- (5) 畑作等促進整備事業
- (6) 農山漁村振興交付金

第 5 活動組織

1 規約

要綱別紙 6 の第 3 の 2 の活動組織の運営等に係る規約（以下「活動組織規約」という。）は別記 6 - 1 に示した記載例等を参考に作成するものとする。

2 活動組織の業務

要綱別紙 6 の第 4 の 3 の農村振興局長が別に定める事業は、農地耕作条件改善事業とする。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日付け 26 農振第 2157 号）

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 交付金旧 24 要綱に基づき採択された対象農用地が転用等により減少した場合、平成 26 年度以降の農地維持支払交付金及び資源向上活動（共同）に係る交付金の交付の際に、当該返還額相当額を相殺し、交付することができるものとする。
- 3 交付金旧 24 要領により採択又は認定された農地・水・環境保全組織については、本要綱に基づく広域活動組織として採択又は認定されたものとみなす。
- 4 交付金旧 23 要領又は交付金旧 24 要領に基づき承認等された運営委員会規則及び農地・

水・環境保全管理協定書、活動組織の規約及び協定書並びに活動計画書において、「農地・水保全管理支払交付金」とあるのは「多面的機能支払交付金」と、「共同活動支援交付金」とあるのは「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）」と、「向上活動支援交付金」とあるのは「資源向上支払交付金」と、「農地・水・環境保全組織」とあるのは「広域活動組織」と、「農地・水・環境保全管理協定」とあるのは「広域協定」とそれぞれみなすことができるものとする。

- 5 高度な農地・水の保全活動については、交付金旧 24 要領に基づき策定された活動計画書に定められた活動期間の終了年度まで、当該計画書に基づく活動を、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）を活用することにより継続することができるものとする。なお、この場合の報告様式については従前の例によることができるものとする。
- 6 高度な農地・水の保全活動については、農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動、地域資源保全プランの策定、活動組織の広域化・体制強化）と区分して経理を行うものとする。
- 7 第 2 の 5 の（1）の活動計画について、（2）に掲げる対象組織については、様式第 1－3 号の活動計画書に交付金旧 24 要領に基づく様式第 2－1 号の地域資源保全管理計画書を添付することにより、当該活動計画書に農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動の計画を記載したものとみなすことができるものとする。
- 8 様式第 1－6 号の活動記録に代わり、交付金旧 24 要領に基づく様式第 1－7 号又は様式第 2－6 号を活用することができるほか、市町村長が都道府県知事を通じ地方農政局長等から同意を受けた様式を使用することができるものとする。
- 9 様式第 1－7 号の金銭出納簿に代わり、交付金旧 24 要領に基づく様式第 1－8 号、様式第 2－8 号又は多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2255 号）に基づく様式第 1－7 号を活用することができるほか、市町村長が都道府県知事を通じ地方農政局長等から同意を受けた様式を使用することができるものとする。
- 10 市町村長は、農地・水保全管理支払交付金による活動から多面的機能支払交付金による活動に移行する際に、活動の取りやめや対象面積の除外を行う場合には、交付金旧 24 要綱に基づき、対象組織に対して交付した交付金を協定の締結又は広域協定の認定年度に遡って原則返還することを求めるものとする。
- 11 平成 26 年度に要綱に基づき採択された協定において対象農用地が転用等により減少した場合、当該年度以降の交付金の交付の際に、当該返還額を相殺し、交付することができるものとする。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2339 号）

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 交付金旧 24 要綱に基づき採択された対象農用地が転用等により減少した場合、平成 26 年度以降の農地維持支払交付金及び資源向上活動（共同）に係る交付金の交付の際に、当該返還額相当額を相殺し、交付することができるものとする。
- 3 交付金旧 24 要領により採択又は認定された農地・水・環境保全組織については、本要

綱に基づく広域活動組織として採択又は認定されたものとみなす。

- 4 交付金旧 24 要領に基づき承認等された運営委員会規則及び農地・水・環境保全管理協定書、活動組織の規約及び活動計画書において、「農地・水保全管理支払交付金」とあるのは「多面的機能支払交付金」と、「共同活動支援交付金」とあるのは「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）」と、「向上活動支援交付金」とあるのは「資源向上支払交付金」と、「農地・水・環境保全組織」とあるのは「広域活動組織」と、「農地・水・環境保全管理協定」とあるのは「広域協定」とそれぞれみなすことができるものとする。
- 5 高度な農地・水の保全活動については、交付金旧 24 要領に基づき策定された活動計画書に定められた活動期間の終了年度まで、当該計画書に基づく活動を、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）を活用することにより継続することができるものとする。なお、この場合の報告様式については従前の例によることができるものとする。
- 6 高度な農地・水の保全活動については、農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動、地域資源保全プランの策定、活動組織の広域化・体制強化）と区分して経理を行うものとする。
- 7 第 2 の 4 の（１）の活動計画について、（２）に掲げる対象組織については、様式第 1－3 号の活動計画書に交付金旧 24 要領に基づく様式第 2－1 号の地域資源保全管理計画書を添付することにより、当該活動計画書に農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動の計画を記載したものとみなすことができるものとする。
- 8 様式第 1－6 号の活動記録に代わり、交付金旧 24 要領に基づく様式第 1－7 号又は様式第 2－6 号を活用することができるほか、市町村長が都道府県知事を通じ地方農政局長等から同意を受けた様式を使用することができるものとする。
- 9 様式第 1－7 号の金銭出納簿に代わり、交付金旧 24 要領に基づく様式第 1－8 号、様式第 2－8 号又は多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2255 号）に基づく様式第 1－7 号を活用することができるほか、市町村長が都道府県知事を通じ地方農政局長等から同意を受けた様式を使用することができるものとする。
- 10 平成 26 年度に要綱に基づき採択された協定において対象農用地が転用等により減少した場合、当該年度以降の交付金の交付の際に、当該返還額を相殺し、交付することができるものとする。
- 11 本要領に基づき平成 27 年度までに交付された多面的機能支払交付金の使途については、なお従前の例による。
- 12 本要領に基づき平成 27 年度までに交付された多面的機能支払推進交付金の取扱いについては、なお従前の例による。
- 13 平成 27 年度までに地方農政局長等に承認された要綱基本方針において、「多面的機能支払推進交付金」については「日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）」とみなすことができるものとする。

附 則（平成 28 年 6 月 9 日付け 28 農振第 708 号）

1 この要領は、平成 28 年 6 月 9 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2312 号）

1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 交付金旧 24 要綱に基づき採択された対象農用地が転用等により減少した場合、平成 26 年度以降の農地維持支払交付金及び資源向上活動（共同）に係る交付金の交付の際に、当該返還額相当額を相殺し、交付することができるものとする。

3 交付金旧 24 要領により採択又は認定された農地・水・環境保全組織については、本要綱に基づく広域活動組織として採択又は認定されたものとみなす。

4 交付金旧 24 要領に基づき承認等された運営委員会規則及び農地・水・環境保全管理協定書、活動組織の規約及び活動計画書において、「農地・水保全管理支払交付金」とあるのは「多面的機能支払交付金」と、「共同活動支援交付金」とあるのは「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）」と、「向上活動支援交付金」とあるのは「資源向上支払交付金」と、「農地・水・環境保全組織」とあるのは「広域活動組織」と、「農地・水・環境保全管理協定」とあるのは「広域協定」とそれぞれみなすことができるものとする。

5 高度な農地・水の保全活動については、交付金旧 24 要領に基づき策定された活動計画書に定められた活動期間の終了年度まで、当該計画書に基づく活動を、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）を活用することにより継続することができるものとする。なお、この場合の報告様式については従前の例によることができるものとする。

6 高度な農地・水の保全活動については、農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動、地域資源保全プランの策定、活動組織の広域化・体制強化）と区分して経理を行うものとする。

7 第 2 の 4 の（1）の活動計画について、（2）に掲げる対象組織については、様式第 1－3 号の活動計画書に交付金旧 24 要領に基づく様式第 2－1 号の地域資源保全管理計画書を添付することにより、当該活動計画書に農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動の計画を記載したものとみなすことができるものとする。

8 様式第 1－6 号の活動記録に代わり、交付金旧 24 要領に基づく様式第 1－7 号又は様式第 2－6 号を活用することができるほか、市町村長が都道府県知事を通じ地方農政局長等から同意を受けた様式を使用することができるものとする。

9 様式第 1－7 号の金銭出納簿に代わり、交付金旧 24 要領に基づく様式第 1－8 号、様式第 2－8 号又は多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2255 号）に基づく様式第 1－7 号を活用することができるほか、市町村長が都道府県知事を通じ地方農政局長等から同意を受けた様式を使用することができるものとする。

10 平成 26 年度に要綱に基づき採択された協定において対象農用地が転用等により減少した場合、当該年度以降の交付金の交付の際に、当該返還額を相殺し、交付することができるものとする。

11 本要領に基づき平成 28 年度までに交付された多面的機能支払交付金の使途について

は、なお従前の例による。

- 12 平成 27 年度までに地方農政局長等に承認された要綱基本方針において、「多面的機能支払推進交付金」については「日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業）」とみなすことができるものとする。
- 13 別記 1－2 の第 2 の 2 の（5）のイについては、平成 28 年度までに多面的機能の増進を図る活動を含んだ事業計画の認定を受けた対象組織について、当該事業計画に定める実施期間中はこれを適用しないものとする。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 1951 号）

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 多面的機能支払交付金実施要領の一部改正について（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振 1951 号農林水産省農村振興局長依命通知）による改正前の本要領に基づき平成 29 年度までに交付された多面的機能支払交付金の使途については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 3319 号）

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき平成 30 年度までに交付された多面的機能支払交付金の使途については、なお従前の例による。ただし、資源向上活動（長寿命化）を除く。
- 3 平成 30 年度までに事業計画の認定を受けた対象組織においては、様式第 1－3 号の活動計画書、様式第 1－6 号の活動記録及び様式第 1－7 号の金銭出納簿に代わり、この通知による改正前の本要領に基づく様式第 1－3 号、様式第 1－6 号及び様式第 1－7 号を活用することができる。
- 4 様式第 1－6 号の活動記録及び様式第 1－7 号の金銭出納簿については、市町村長が都道府県知事を通じ地方農政局長等から同意を受けた様式又は都道府県知事が地方農政局長等から同意を受けた様式を代わりに使用することができるものとする。

附 則（令和 2 年 1 月 22 日付け元農振第 2639 号）

- 1 この要領は、令和 2 年 1 月 22 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 3708 号）

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき令和元年度までに交付された多面的機能支払交付金による取組については、なお従前の例による。ただし、第 1 の 11、第 2 の 13、別記 1－2 の第 3 の 1 の（1）の 3 の機械の安全使用に関する研修の実施を除く。
- 3 令和元年度までに事業計画の認定を受けた対象組織においては、様式第 1－3 号の活動計画書及び様式第 1－8 号の実施状況報告書に代わり、この通知による改正前の本要領に基づく様式第 1－3 号及び様式第 1－8 号を活用することができる。ただし、第 1 の 11 の（3）及び第 2 の 13 の（3）の場合を除く。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3823 号）

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき令和 2 年度までに交付された多面的機能支払

交付金による活動については、なお従前の例による。

- 3 令和2年度までに事業計画の認定を受けた対象組織においては、様式第1－3号の活動計画書及び様式第1－8号の実施状況報告書に代わり、この通知による改正前の本要領に基づく様式第1－3号及び様式第1－8号を活用することができる。ただし、多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2（1）ウのcに定める支援を受ける場合は除く。

附 則（令和4年4月1日付け3農振第3016号）

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき令和3年度までに交付された多面的機能支払交付金による活動については、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月1日付け4農振第3611号）

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別記1－2の第2の3の改正規定については、令和5年5月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき令和4年度までに交付された多面的機能支払交付金による活動については、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月1日付け5農振第2628号）

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき令和5年度までに交付された多面的機能支払交付金による活動については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月1日付け6農振第2333号）

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき令和6年度までに交付された多面的機能支払交付金による活動については、なお従前の例による。
- 3 令和6年度までに事業計画の認定を受けた対象組織においては、様式第1－3号の活動計画書、様式第1－5号の工事に関する確認書、様式第1－6号の活動記録、様式第1－7号の金銭出納簿及び様式第1－8号の実施状況報告書に代わり、この通知による改正前の本要領に基づく様式第1－3号、様式第1－5号、様式第1－6号、様式第1－7号及び様式第1－8号を活用することができる。
- 4 様式第1－6号の活動記録及び様式第1－7号の金銭出納簿については、市町村長が都道府県知事を通じ地方農政局長等から同意を受けた様式又は都道府県知事が地方農政局長等から同意を受けた様式を代わりに使用することができるものとする。